

平成 25 年 8 月 14 日

株 主 各 位

東京都荒川区西日暮里二丁目 25 番 1-702 号

株式会社ダイナムジャパンホールディングス

取 締 役 佐 藤 洋 治

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成 25 年 9 月 10 日（火）午前 10 時（受付開始は午前 9 時 30 分）

2. 場 所 東京都荒川区西日暮里二丁目 27 番 5 号
株式会社ダイナム本部ビル

3. 目的事項

決議事項

第 1 号議案 株式会社日本ヒュウマップおよび株式会社ビジネス
パートナーズの株式譲受の件

第 2 号議案 定款一部変更の件

4. 招集にあたっての決定事項

（1）株主様ご本人が総会に出席される場合

- ・会場受付にて株主様ご本人であることの確認をさせていただきます。株主様ご本人であることの確認は、事前に登録された株主様ご本人の署名を照合させていただく方法で行いますが、念のため、パスポートまたは運転免許証その他の本人確認ができる書面もご持参ください。

(2) 株主様ご本人が出席されずに、代理人様が出席される場合

- ・当社から送付した「委任状」用紙に所定の記載をされるとともに、株主様ご本人が署名してください。株主様ご本人の署名であるかどうかについては、事前に登録された株主様ご本人の署名と照合させていただく方法で行いますので、必ず株主様ご本人が事前に登録された署名を行ってください。
- ・「委任状」は、代理人様が株主総会当日、所定の記載がされ、株主様ご本人が署名されたものを会場受付にご持参ください。
- ・会場受付にて出席される代理人様ご本人であることの確認をさせていただきます。パスポートまたは運転免許証その他の「委任状」用紙に記載された代理人様ご本人であることの確認ができる書面をご持参ください。

(3) 株主様ご本人が出席されずに、総会の議長を代理人として選任される場合

- ・当社から送付した「委任状」用紙に所定の記載（代理人の住所または主たる事務所および氏名または名称の欄は記入しないでください。）をされるとともに、株主様ご本人が署名してください。株主様ご本人の署名であるかどうかについては、事前に登録された株主様ご本人の署名と照合させていただく方法で行いますので、必ず株主様ご本人が事前に登録された署名を行ってください。
- ・代理人の住所または主たる事務所および氏名または名称を除く所定の記載がされ、株主様ご本人が署名された「委任状」を、総会開催の日時までに同開催場所に到達するよう郵送いただくか、または総会開催の48時間前までに当社の株主名簿を管理する Computershare Hong Kong Investors Services Limited（所在地：17M Floor, Hopewell Centre, 183 Queen's Road East, Wanchai, Hong Kong）に提出してください。

5. その他の注意事項

- (1) この招集通知に記載された総会の決議事項のすべては投票による決議に付されます。
- (2) 平成25年8月9日における最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、総会において権利を行使することができる株主とします。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により会社にご提出ください。
- (4) 香港の中央清算決済システム（CCASS）に預託され、香港中央結算有限公司

(HKSCC) の子会社である HKSCC Nominees Limited 名義で登録された当社株式に関する受益者 (CCASS 受益者) は、日本法のもとで当社株主とは認識されません。CCASS 受益者の権利は、HKSCC Nominees Limited と CCASS 受益者との間の取り決めおよび CCASS の一般的な運営規則にしたがって行使されます。

株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.dyjh.co.jp/>) に掲載させていただきます。

目 次

	ページ
臨時株主総会招集ご通知.....	1
定義.....	4
取締役会意見書.....	7
独立取締役委員会意見書.....	18
独立財務アドバイザー意見書.....	19
附属書類Ⅰ 一般情報.....	33
附属書類Ⅱ 定款新旧対照表.....	39
附属書類Ⅲ 臨時株主総会会場ご案内図.....	53

定 義

本招集通知において、文脈上別の解釈を要請されている場合を除き、用語の定義は以下のとおりです。

「本件取得」	株式譲渡契約に基づき企図する当社による譲渡人からの対象株式の取得
「定款」または「会社定款」 「関連者」	適宜変更および加筆される当社定款 上場規則に基づき定める意味を有します。
「取締役会」	当社の取締役会
「ビジネスパートナーズ」	2011 年 1 月 11 日に会社法に基づき有限責任で日本において設立された株式会社ビジネスパートナーズ(登記番号 0115-01-017394)。ビジネスパートナーズは DYH の完全子会社です。
「CCASS」	中央清算決済システム
「会社法」	日本の会社法(2005 年法律第 86 号) (その後の改正を含む)
「当社」	2011 年 9 月 20 日に会社法に基づき有限責任で日本において設立された株式会社ダイナムジャパンホールディングス(登記番号 0115-01-017114)。その株式は証券取引所のメインボードに上場されております(証券コード: 06889)。
「関連当事者」	上場規則に定める意味を有します。
「取締役」	当社の複数または何れかの取締役
「DYH」	1987年12月15日に会社法(旧商法)に基づき有限責任で日本において設立された株式会社ダイナムホールディングス(登記番号 0115-01-010630)。直近の有効日において、DYHは佐藤洋治氏、佐藤恵子氏およびリッチオによって約48.91%を所有されております。
「ダイナム総合投資」	2003年4月9日に会社法(旧商法)に基づき有限責任で日本において設立された株式会社ダイナム総合投資(登記番号0115-01-010317)を意味します。ダイナム総合投資は日本ヒューマップに吸収合併されました。
「臨時株主総会」	株式譲渡契約、当該契約で企図する取引、および定款の一部変更を検討し、適切と判断される場合は承認する目的で招集される当社の臨時株主総会
「株式譲渡契約」	本件取得に関連して、当社および譲渡人の間で2013年7月25日に締結された条件付きの株式譲渡契約
「チングスハーン旅行」	2003 年 11 月 13 日に会社法(旧商法)に基づき有限責任で日本におい

	て設立された株式会社チンギスハーン旅行（登記番号 0115-01-010593）を意味します。チンギスハーン旅行は日本ヒュウマップの完全子会社です。
「当社グループ」	当社およびその子会社
「香港ドル」	香港の法定通貨である香港ドル
「香港」	中華人民共和国香港特別行政区
「日本ヒュウマップ」	1982 年 11 月 1 日に会社法（旧商法）に基づき有限責任で日本において設立された株式会社日本ヒュウマップ（登記番号 0115-01-008097）を意味します。日本ヒュウマップは DYH の完全子会社です
「独立取締役委員会」	本件取得に関して独立株主に助言を行う事を目的とした当社の全ての独立非常勤取締役で構成される独立取締役委員会
「独立財務アドバイザー」、「クアム・キャピタル」または「クアム・キャピタル・リミテッド」	証券先物条例に基づき第 6 種規制事業（コーポレート・ファイナンスについての助言）を行う免許を有する法人であり、本件取得に関した独立取締役委員会および独立株主の独立財務アドバイザーであるクアム・キャピタル・リミテッド（Quam Capital Limited）
「独立株主」	本件取得について重要な利害を有する株主を除く当社の株主
「独立した第三者」	上場規則に定められた意味を有する
「日本円」、「¥」または「円」	日本の法定通貨である日本円
「JGAAP」	日本の一般に公正妥当と認められた会計原則を意味します。
「直近の有効日」	特定の記載情報の確認のための、本招集通知の印刷に先立つ直近の有効日である 2013 年 8 月 12 日
「上場規則」	香港証券取引所の有価証券上場規則を意味します。
「佐藤洋治氏」	常勤取締役および取締役会議長である佐藤洋治氏
「佐藤恵子氏」	佐藤洋治氏の妻である佐藤恵子夫人
「ピーインシュアランス」	2005 年 1 月 28 日に会社法（旧商法）に基づき有限責任で日本において設立された株式会社ピーインシュアランス（登記番号 0115-01-013526）を意味します。ピーインシュアランスは日本ヒュウマップの完全子会社です。
「パチンコリース」	2003 年 10 月 31 日に会社法（旧商法）に基づき有限責任で日本において設立された株式会社パチンコリース（登記番号 0115-01-010574）を意味します。パチンコリースは日本ヒュウマップに吸収合併されました。
「PRC」	中華人民共和国
「譲受人」	当社を意味します。

「対象株式」	日本ヒュウマップおよびビジネスパートナーズの全発行済株式資本に相当する日本ヒュウマップおよびビジネスパートナーズの全発行済株式の総称
「リッチオ」	2006年8月1日に会社法に基づき日本において有限責任で設立されたリッチオ株式会社(登記番号 0115-01-011944)を意味します。リッチオは佐藤洋治氏によって99.9%保有されております。
「SF0」	証券先物条例（香港法571章）
「当社株式」	当社の無額面普通株式
「株主」	当社株式の保有者、および本招集通知の発送を目的とした CCASS 受益者
「証券取引所」	香港証券取引所
「譲渡人」	DYH
「%」	パーセント

説明目的のための付言として本招集通知に別段の記載がない限り、日本円で表示されている特定の金額は、直近の有効日における実勢為替レートである 1 香港ドル 12.41 円で香港ドルに換算されております。

取締役会意見書



株式会社ダイナムジャパンホールディングス
(日本で設立された有限責任会社)
(証券コード: 06889)

常勤取締役
佐藤 洋治氏(議長)

非常勤取締役
牛島 憲明氏

独立非常勤取締役
堀場勝英氏
高野 一郎氏
吉田 行雄氏
加藤 光利氏
トーマス・チュン・キー・イップ(Thomas Chun Kee YIP)
氏

本店
〒116-0013
東京都荒川区西日暮里2-25-1-702

香港事務所
香港、アドミラルティ
クィーンズウェイ95
ユナイテッドセンター32階A1区

2013年8月14日

株主の皆様へ

- (1) 臨時株主総会招集通知
- (2) 要開示関連当事者取引: 日本ヒュウマップおよびビジネスパートナーズの取得
- (3) 定款一部変更

(1) 要開示関連当事者取引に当たる当社による日本ヒュウマップおよびビジネスパートナーズの全ての株式持分の取得ならびに(2)定款の一部変更に関連する2013年7月25日付けの当社の公告をご参照下さい。

本招集通知の目的は、(1)本件取得の追加情報、(2)本件取得および株式譲渡契約下で企図される取引に関する意見ならびに推奨事項を掲載した独立取締役委員会から独立株主に宛てた意見書、(3)本件取得および株式譲渡契約下で企図される取引に関する

意見を掲載した独立財務アドバイザーから独立取締役委員会および独立株主に宛てた助言を目的とするレター、(4)定款一部変更の詳細ならびに (5)上場規則および会社法で求められるその他の一般情報を提供する点にあります。

A. 要開示関連当事者取引：日本ヒュウマップおよびビジネスパートナーズの取得背景

2013年7月25日、当社は譲渡人との間で株式譲渡契約を締結し、これに基づき当社は譲渡人の完全子会社である日本ヒュウマップおよびビジネスパートナーズの全発行済株式資本に当たる対象株式を株式譲渡契約に定める条件に従い3,830百万円(約309百万香港ドルに相当)の対価で取得することに同意し、譲渡人は当該株式を当該条件に従って処分することに同意しました。

本件取得の完了に伴い、日本ヒュウマップおよびビジネスパートナーズ当社の完全子会社となり、かつ当社グループの構成企業となります。

**株式譲渡契約
締結日**

2013年7月25日

当事者

- (1) 譲受人： 当社
- (2) 譲渡人： DYH

取得対象資産

当社は譲渡人の完全子会社である日本ヒュウマップおよびビジネスパートナーズの全発行済株式に当たる対象株式（株式譲渡契約締結日現在において、当該株式は如何なる担保権も設定されていない株式です。）の取得に同意し、譲渡人は当該株式の処分に同意しました。当社は譲渡人から他のあらゆる事業もしくは法人を取得する予定はありません。

対価

当社が本件取得に関して譲渡人に支払う対価の総額は3,830百万円（約309百万香港ドル相当）であり、譲渡人に対し一括して現金により支払います。日本ヒュウマップおよびビジネスパートナーズの取得対価はそれぞれ3,792百万円(約306百万香港ドル)、38百万円(約3百万香港ドルに相当)です。

この対価は、日本の独立した公認会計士が評価をした2013年4月30日付けの日本ヒュウマップおよびビジネスパートナーズの純資産額を考慮した当事者間の対等な交渉に基づき決定されました。取締役(本招集通知の19頁から32頁に記載された独立財務アドバイザーが独立株主に宛てた意見書に記載された助言を考慮して本件取得に関する見解を示した独立非常勤取締役を除く)は株式譲渡契約の条件が公正かつ合理的で、本件取得は当社および当社株主全体の利益になると判断しております。

2013年4月30日時点の日本ヒュウマップおよびビジネスパートナーズの未監査の純資産額は以下の通りです。

	純資産額 (百万円)	香港ドル換算金額 (百万香港ドル)
日本ヒュウマップ	3,792	306
ビジネスパートナーズ	38	3

上記の日本ヒュウマップの純資産額は、パチンコリース、ダイナム総合投資、ピーインシュアランスおよびチンギスハーン旅行（前二者は日本ヒュウマップに吸収合併され、後二者はそれぞれ日本ヒュウマップの子会社）の純資産額を基礎に所定の調整を加え算出しております。

当社は、本件取得に関する対価に当社グループの内部資金をあてます。当社は本件取得にIPOによる調達金額を使用する予定はありません。2012年7月24日付け当社目論見書(以下「目論見書」)に記載したように、当社はIPOによる調達金額を新規出店に使用しております。

当社のIPOによる調達金額の状況は以下の通りです。

- ・ 目論見書に記載したIPOによる調達金額の使途は新規出店（調達金額の75%）、買収（10%）、システムのアップグレード（5%）および運転資本（10%）から成ります。
- ・ 一方、直近の有効日現在のIPOによる調達金額の実際の使途は、当初の計画に沿って、総額約158億円の三分の一に相当する約52億円を新規出店およびシステムのアップグレードに使用しております。

当社はIPOによる調達金額の残額を主にゆったり館の新規出店に使用する予定です。

また、本件取得に関して、当社は子会社の株式会社ダイナムから配当金を受けることで蓄えた資金を使用する所存です。

停止条件

株式譲渡契約の完了は、(i)当社が上場規則第14A章に基づく報告、公告および独立株主の承認義務または証券取引所から随時要求を受けた事項を含めた、本件取得に関する上場規則の要件を遵守し、かつ、(ii)上場規則の規則14A.48に基づく独立株主の承認義務が遵守された旨を確認する取締役会決議が臨時株主総会後に可決されたことを条件とします。

完了

本件取得は、株式譲渡契約の停止条件が成就されることを前提に、2013年10月1日に完了する見通しです。上記の停止条件は、臨時株主総会の日（現在2013年9月10日を予定）に成就される見通しです。本件取得の手続き自体は2013年9月10日に終了しますが、2013年10月1日に会計年度の下期が始まるため当社は本件取得の効力発生日を2013年10月1日に設定しました。こうした2つの日付の差は日本の事業慣行として広く受け入れられております。

直近の有効日現在で、日本ヒュウマップおよびビジネスパートナーズは譲渡人の完全子会社です。本件取得の完了後、日本ヒュウマップおよびビジネスパートナーズは当社の完全子会社となり、また、当社グループの構成企業となります。

株式譲渡契約を締結する理由と利点

日本ヒュウマップは当社グループの運営するパチンコホールの清掃事業およびパチンコホールに来店するお客様向けの飲食提供事業を主たる事業として展開している会社です。元々、株式会社ダイナムと同じグループに属しておりましたが、2011年9月20日付の譲渡人における会社分割により当社が新設された際、日本ヒュウマップは引き続き譲渡人の傘下として、当社グループとは別のグループに属することとなりました。

2011年3月に発生した東日本大震災以後、当社グループは、その復旧にすべての資源と力を集中する必要がある、パチンコホールの新たな出店を最小限に控えざるを得ない状況にありました。さらに、出店後の成功をより確かなものにすべく、出店基準を見直し、店舗運営に係わる人員の配置その他の標準的な経営数値のモデルを新たに確立するなどの作業を進めてきました。

東日本大震災からの復旧と新たな出店基準およびおよび標準的な経営数値のモデルがほぼ完成したことを受け、当社グループは2014年3月期の下期から出店のスピードを徐々に上げることとし、2023年3月期の期末には全国で1000店舗を達成することを骨子とした「高速出店計画」を発表いたしました。

既述の通り、日本ヒュウマップは、主に当社グループが運営するパチンコホールと密接に関連した事業を展開している会社です。グループが高速出店計画を実現するためには、グループが新規出店したパチンコ店に隣接する新規飲食店舗を日本ヒュウマップが開店する必要があります。また、かかる新規パチンコ店に対する清掃業務も日本ヒュウマップによって提供される必要があります。そのためには、日本ヒュウマップの経営効率を向上させるとともに、日本ヒュウマップにより有能で訓練を積んだ人材がいなければならないと、取締役会は考えております。かかる理解に基づき、当社は、当社が質のよい経営指導を日本ヒュウマップに提供し、また、日本ヒュウマップがその経営効率と人材採用・教育制度を、人材採用・教育に特化した人材開発部などを有するグループのリソースを通じて向上させる手助けを可能にすべく、日本ヒュウマップを買収してその支配下におくことを決定いたしました。

当社は、従前には日本ヒュウマップの事業に従事する予定はありませんでした。グループは目論見書に3年間で75店舗を新規出店する計画を開示しましたが、高速出店計画では当社グループが2023年3月31日に1,000店舗を達成する、即ち、10年間で600を超える店舗を新規出店する予定となっております。目論見書の発行時、当社は日本ヒュウマップをグループに組み込まなくても計画を達成できると判断しましたが、日本ヒュウマップをダイナム当社グループの直接的な傘下に置き、日常的な経営指導と厳格な事業管理を進めていくことが不可欠という結論に達しました。今回の当社による日本ヒュウマップ株式の譲受けは、ここにその最大の目的があります。当社取締役会はヒュウマップの取得は当社およびその株主の利益になると判断しております。

ビジネスパートナーズは障がい者を雇用しております。ビジネスパートナーズの取得は当社グループのCSR（企業の社会的責任）戦略に沿っております。当社は、従前にはビジネスパートナーズの事業に従事する予定はありませんでしたが、企業の社会的責任を果たすために、ビジネスパートナーズを取得する予定です。

本件取得により生じる当社グループ、日本ヒュウマップおよびビジネスパートナーズの間での関係を前提に、本件取得によって当社グループおよび当社支配株主(ならびにそれぞれの関連者)間の関連当事者取引の件数は減少し、当社グループの事業運営の独立性が強化される見通しです。

上記に照らし、取締役(独立財務アドバイザーによる助言を考慮して本件取得に関して意見解を示した独立非常勤取締役を除く)は、当事者間の対等な交渉に基づき合意された株式譲渡契約の諸条件は通常取引条件に則り、公正かつ合理的で、当社グループおよび当社株主全体にとって有益であると考えております。

日本ヒュウマップおよびビジネスパートナーズに関する情報 概要

日本ヒュウマップ

日本ヒュウマップは、1982年11月1日に日本で会社法に基づき設立されました。日本ヒュウマップは譲渡人の完全子会社であり、(1)飲食店の運営および管理、(2)当社グループのパチンコホールにおける清掃サービスの提供、(3)会計および給与計算サービスの提供、ならびに (4)独立した第三者とのフランチャイズ契約を通じて運営するオールド・スパゲティ・ファクトリーブランドのスパゲティレストランチェーン、という4つの事業分野に主に従事しております。2013年4月1日に、日本ヒュウマップは譲渡人の完全子会社であったパチンコリースを吸収合併し、新規のパチンコおよびパチスロ機の割賦販売を開始しました。その事業モデルは日本ヒュウマップが顧客の選んだ新規の遊技機を仕入れ、当該顧客が分割払いによって当該遊技機を日本ヒュウマップから購入するというものです。日本ヒュウマップは遊技機を製造業者から直接購入し、遊技機の所有権は分割払いの最終回の決済が行われた時点で顧客に移転します。また、同日に、日本ヒュウマップは譲渡人の完全子会社であったダイナム総合投資を吸収合併し、不動産の賃貸サービスを開始しました。

日本ヒュウマップは、2013年3月31日付で買収したチンギスハーン旅行、および2013年4月1日付でのパチンコリースとの間における吸収合併に伴い同日に同社の子会社となったピーインシュアランスという2つの完全子会社の持株会社です。日本で設立されたピーインシュアランスは、生命保険および損害保険サービスを提供しております。チンギスハーン旅行は日本で設立され、主に旅行関連サービスの提供をしております。チンギスハーン旅行は、日本とモンゴルとの間の旅行サービスの提供を主な業務とした拡張性のある事業運営を日本で行っております。

ビジネスパートナーズ

ビジネスパートナーズは、2011年1月11日に日本で会社法に基づき設立されました。ビジネスパートナーズは、(1)清掃サービスの提供、ならびに、(2)家庭用品の製造および販売に主に従事しております。ビジネスパートナーズは障がいを持つ臨時従業員を採用しております。

本件取得の完了後、日本ヒュウマップ(ピーインシュアランスおよびチンギスハーン旅行と共に)およびビジネスパートナーズは、当社の(直接もしくは間接的な)完全子会社になり、当社グループの連結財務諸表に組み込まれます。

財務情報

日本ヒュウマップ

JGAAPに従って作成され、譲渡人から提供を受けた2012年3月期および2013年3月期の未監査の財務諸表に基づく日本ヒュウマップの主要な財務情報の概要は以下に示す通りです。

	2012年3月期 (百万円 /百万香港ドル) (未監査)	2013年3月期 (百万円 /百万香港ドル) (未監査)
売上高	7,601 / 612	7,774 / 626
税引前当期純利益	451 / 36	312 / 25
当期純利益	204 / 16	130 / 10

2013年3月31日時点の日本ヒュウマップの純資産額および総資産価額は、それぞれ約6億2800万円 (約5,100万香港ドル相当)、約17億4百万円 (約1億3700万香港ドル相当)でした。

更に、2013年3月31日および2013年4月1日にヒュウマップが吸収合併、取得した法人の主要財務データは以下の通りです。

パチンコリース

JGAAPに従って作成され、譲渡人から提供を受けた2012年3月期および2013年3月期の未監査の財務諸表に基づくパチンコリースの主要な財務情報の概要は以下に示す通りです。

	2012年3月期 (百万円 /百万香港ドル) (未監査)	2013年3月期 (百万円 /百万香港ドル) (未監査)
税引前当期純利益 (純損失)	(44)/(4)	(46)/(4)
当期純利益 (純損失)	(114)/(9)	(46)/(4)

パチンコリースは2013年4月1日に日本ヒュウマップに吸収合併されました。

ダイナム総合投資

JGAAPに従って作成され、譲渡人から提供を受けた2012年3月期および2013年3月期の未監査の財務諸表に基づくダイナム総合投資の主要な財務情報の概要は以下に示す通りです。

	2012年3月期 (百万円 /百万香港ドル) (未監査)	2013年3月期 (百万円 /百万香港ドル) (未監査)
税引前当期純利益 (純損失)	77/ 6	(781)/(63)
当期純利益 (純損失)	95/8	(811)/(65)

ダイナム総合投資は2013年4月1日に日本ヒュウマップに吸収合併されました。

ピーインシュアランス

JGAAPに従って作成され、譲渡人から提供を受けた2012年3月期および2013年3月期の未監査の財務諸表に基づくピーインシュアランスの主要な財務情報の概要は以下に示す通りです。

	2012年3月期 (百万円 /百万香港ドル) (未監査)	2013年3月期 (百万円 /百万香港ドル) (未監査)
税引前当期純利益 (純損失)	(14)/(1)	4/0
当期純利益 (純損失)	(14)/(1)	11/1

ピーインシュアランスは2013年4月1日付の日本ヒュウマップとパチンコリースとの間における吸収合併に伴い、日本ヒュウマップの子会社となりました。

チンギスハーン旅行

JGAAPに従って作成され、譲渡人から提供を受けた2012年3月期および2013年3月期の未監査の財務諸表に基づくチンギスハーン旅行の主要な財務情報の概要は以下に示す通りです。

	2012年3月期 (百万円 /百万香港ドル) (未監査)	2013年3月期 (百万円 /百万香港ドル) (未監査)
税引前当期純利益	47/4	21/2
当期純利益	27/2	13/1

チンギスハーン旅行は日本ヒュウマップの子会社であり、本件取得の結果、当社グループの構成企業となる予定です。

ビジネスパートナーズ

JGAAPに従って作成され、譲渡人から提供を受けた、2012年3月期および2013年3月期の未監査の財務諸表に基づくビジネスパートナーズの主要財務情報の概要は以下に示す通りです。

	2012年3月期 (百万円 /百万香港ドル) (未監査)	2013年3月期 (百万円 /百万香港ドル) (未監査)
売上高	56 /5	33/3
税引前当期純利益	1/0	29/2
当期純利益	1/0	28/2

2013年3月31日時点の未監査の純資産額および総資産額は、それぞれ約42百万円 (約3百万香港ドル相当)、約56百万円 (約5百万香港ドル相当)でした。

当社および当社グループに関する情報

子会社を通じて事業運営を行う当社は、2012年の貸玉料総額では日本で第2位のパチ

ンコホール事業者です。当社は主要事業を変更するいかなる予定、計画も有しておりません。

譲渡人に関する情報

譲渡人は、純粋持株会社です。

上場規則下の影響

本件取得につき上場規則**14.07**に従って計算されるパーセンテージ比率の一つが**5%**以上かつ**25%**未満であるため、本件取得は当社の要開示取引に該当し、上場規則第**14**章に基づく公告義務に服します。

さらに、譲渡人は、当社関連当事者である佐藤洋治氏、それぞれが佐藤洋治氏の関連者にあたる佐藤恵子氏およびリッチオによって発行済株式の約**48.91 %**を所有されているため、上場規則に定める当社関連当事者の関連者に当たります。したがって、譲渡人も当社の関連当事者であり、ゆえに、本件取得は上場規則第**14A**章に基づく当社の関連当事者取引に該当します。本件取得につき上場規則**14.07**に従って計算した利益率を除くパーセンテージ比率の一つが**5%**以上かつ本件取得の総対価が**1,000**万香港ドル以上となるため、本件取得は上場規則第**14A**章に基づく報告、公告および独立株主による承認義務に服します。臨時株主総会での株式譲渡契約に関する議案の議決は投票で行われるものとします。

佐藤洋治氏は、本件取得に重大な利害を有するため、株式譲渡契約の締結を承認する取締役会の決議事項への投票を棄権いたしました。

独立取締役委員会の設置および独立財務アドバイザーの任命

(i)株式譲渡契約が通常取引条件に基づいて締結されたかどうか、および、(ii)独立株主にとって本件取得およびそれにより企図する取引の諸条件が公正で合理的なものであり当社および株主全体の利益に適うかどうかを独立株主に助言するために、独立非常勤取締役全員からなる独立取締役委員会が取締役会によって設置されました。独立株主への助言が記載された独立取締役委員会の意見書は、本招集通知の**18**頁にあります。

(i)株式譲渡契約が通常取引条件に基づいて締結されたかどうか、および、(ii)独立株主にとって本件取得およびそれにより企図する取引の諸条件が公正で合理的なものであり当社および株主全体の利益に適うかどうかを独立取締役委員会および独立株主に助言するために、クアム・キャピタル・リミテッド (Quam Capital Limited) が独立財務アドバイザーとして任命されました。クアム・キャピタル・リミテッドからの意見書の本文は、本招集通知の**19**頁から**32**頁にあります。

臨時株主総会

2013年9月10日火曜日に日本国東京都荒川区西日暮里**2-27-5**で開催される臨時株主総会の招集通知は、本招集通知の**1**頁に記載されております。株式譲渡契約およびそれが企図する取引について検討し、適正な場合はその承認の普通決議を可決すること等が目的です。

各株式譲渡契約で企図する取引に対する佐藤洋治氏およびその関連者の持つ利害に

鑑み、佐藤洋治氏（当社の議決権株**162,522,000株**、**21.88%**を保有する）およびその関連者は、臨時株主総会で株式譲渡契約に関する議案についての議決権の行使を棄権します。当該議案に対する議決権の行使は投票によって行われるものとします。取締役はあらゆる合理的な照会を行った上でその知りうる限り、佐藤洋治氏およびその関連者以外には、臨時株主総会で株式譲渡契約およびその企図する取引に関する議案についての投票を棄権しなければならない株主はおりません。

臨時株主総会で使用する委任状がこの招集通知と一緒に同封されております。臨時株主総会に出席することができるかどうかを問わず、記載要領に従って同封した委任状に記入して、臨時株主総会の開催予定時間までに臨時株主総会またはその延会の開催場所まで返送するか、または、総会またはその延会開催の**48時間前**までに当社の株主名簿を管理する**Computershare Hong Kong Investors Services Limited（所在地：17th Floor, Hopewell Centre, 183 Queen's Road East, Wanchai, Hong Kong）**に提出してください。委任状に記入して返送しても、臨時株主総会またはその延会に本人が出席して議決権を行使することは妨げられません。

臨時株主総会における議決権行使の取り決め

佐藤氏およびその関連者は当社の関連当事者であり、株式譲渡契約に重大な利害を有しているため、上場規則の規則**14A.54**に従い、臨時株主総会において、株式譲渡契約に基づく本件取得に関する普通決議への投票を棄権することを要求されております。

しかしながら、会社法は日本で設立された企業が株主による決議事項への投票を制限することを禁じております。

よって、当社は定款に従って、会社法および上場規則の規則**14A.54**の要件を満たすために投票を**2回**集計します。取締役は、先ず会社法の定足数および決議要件に従って決議をとり、次に上場規則の規則**14A.54**の要件に従って佐藤氏およびその関連者が投票を棄権した上で決議を取ります。何れかの要件が満たされなかった場合、株式譲渡契約に基づく本件取得に関する普通決議事項は臨時株主総会で承認されなかったものとして扱われます。

独立株主の利益を保護する更なる手段として、本件取得の完了は、臨時株主総会上場規則に基づく全ての関連要件が正当に遵守されたことを確認した後に取締役会もしくは何れかの委員会によって決議事項が可決されることを前提とします。

取締役が最大限知る限り、また、全ての合理的な調査を行った結果、佐藤氏およびその関連者を除いて、株式取得契約に基づく本件取得に重大な利害を有する株主は存在しないため、臨時株主総会において株式譲渡契約に基づく本件取得に関する普通決議事項への投票の棄権を要求される株主は存在しません。

上場規則の規則**13.39(4)**に基づき、臨時株主総会におけるすべての議決権行使は投票によって行われます。当社は臨時株主総会の終了後、上場規則に従って投票結果を発表します。

一般情報

上場規則に基づき開示が要求される当社および本件取得に関する追加の一般情報は本招集通知の附属書類**I**に記載されております。

推奨事項

取締役（独立非常勤取締役を含む）は、株式譲渡契約およびその企図する取引が公

正かつ合理的で、当社および当社株主全体の利益に適うと考えます。よって、臨時株主総会に上程する決議案に賛成票を投票することを推奨いたします。

独立取締役委員会は、クアム・キャピタル・リミテッドからの助言を考慮し、株式譲渡契約が通常取引条件に基づいて締結され、独立株主にとって本件取得およびそれにより企図する取引の諸条件が公正で合理的なものであり当社および株主全体の利益に適うと考えます。よって、独立取締役委員会は、株式譲渡契約およびその企図する取引を承認する臨時株主総会での普通決議に賛成票を投ずることを独立株主に推奨致します。

B. 定款一部変更の件

取締役は、経営効率の改善を確実なものにし、かつ関連する法規制の順守の上でも、定款の一部変更は当社および株主の利益となると判断しました。かかる変更の詳細は、附属書類 II の定款の一部変更の件の詳細に記載されています。

定款一部変更の判断理由

- (1) 定款第 2 条の変更は、臨時株主総会での株式譲受の決議に従った取得が承認された場合における、日本ヒュウマップ、ビジネスパートナーズ、チングスハーゲン旅行、およびピーインシュアランスの業務内容を含めるためのものです。
- (2) 定款第 17 条の変更は、株主総会における議決権行使の基準日を適宜定める（各年度の 3 月期末日に代わり）ことを許容するものです。本変更は、議決権行使授權資格の決定に関して、当社に一層の柔軟性を与えるものとなります。
- (3) 定款第 20 条の変更は、取締役が取締役会によって（当社の社長および執行役を兼任している取締役に代わり）、株主総会の招集権者および議長に任命されることを許容するものです。本変更は、当社の社長および執行役を兼任している取締役が特定の株主総会に欠席する場合に、当社に一層の柔軟性を与えるものとなります。定款一部変更に基づき株主総会議長は、会社法に従って要請される公正かつ効率的な株主総会の運営を保証する責務を負います。
- (4) 他の定款変更は、整合性を確保するための軽微な言語上および形式上の変更です。

定款変更の発効日

定款の一部変更は、臨時株主総会での特別決議の株主による承認可決を前提としています。株主による承認を得た場合、かかる変更は臨時株主総会の終了後に直ちに有効となります。

日本法の遵守

当社の日本法顧問である曾我法律事務所は、全ての定款変更事項は日本法の要件を遵守している旨を確認しました。

取締役による推奨

取締役（独立非常勤取締役を含む）は、かかる定款の一部変更が、全体として当社および当社株主の利益になるとの見解を有しております。従いまして、取締役（独立非常勤取締役を含む）は、臨時株主総会での定款一部変更の特別決議への賛成を、株主に推奨します。

株式会社ダイナムジャパンホールディングス
の取締役会を代理して
議長 佐藤洋治

独立取締役委員会意見書



株式会社ダイナムジャパンホールディングス
(有限責任で日本に設立された)
(Stock code: 06889)

2013年8月14日

独立株主の皆様へ

要開示取引および関連当事者取引

我々は、株式譲渡契約および当該契約で企図する取引について助言するための独立取締役委員会の委員として選任されました。株式譲渡契約および当該契約で企図する取引の詳細については、2013年8月14日付けの株主宛招集通知（「招集通知」）に含まれている取締役会意見書に記載されております。なお、本意見書も招集通知の一部となっております。本意見書で用いる用語は、文脈上別異に解すべき場合を除き、招集通知で定める意味と同一の意味を有するものとします。

クアム・キャピタル・リミテッド(Quam Capital Limited)が、株式譲渡契約および当該契約で企図する取引について助言するための独立財務アドバイザーとして選任されました。クアム・キャピタル・リミテッドの意見書は招集通知の19頁から32頁に記載されております。

当委員会は、株式譲渡契約の諸条件、クアム・キャピタル・リミテッドの助言およびクアム・キャピタル・リミテッドが当該助言をする際に考慮した主な要因および理由を考慮し、株式譲渡契約および当該契約で企図する取引が独立株主全体の利益に適い、かつ、独立株主全体にとって、株式譲渡契約の諸条件が公正で合理的であるとの見解に至りました。よって、当委員会は、株式譲渡契約および当該契約で企図する取引の承認に関して臨時株主総会に上程される普通決議に賛成票を投ずることを推奨致します。

独立取締役委員会

独立非常勤取締役	独立非常勤取締役	独立非常勤取締役	独立非常勤取締役	独立非常勤取締役
堀場勝英	高野一郎	吉田行雄	加藤光利	トーマス・イップ

独立財務アドバイザー意見書

以下に記載するのは、社外の独立財務アドバイザーであるクアム・キャピタルから独立取締役委員会および独立株主に提出された意見書の全文です。これは臨時株主総会の招集通知に組み入れることを目的として作成されたもので、ここには独立取締役委員会および独立株主に対する独立財務アドバイザーの本買収に関するアドバイスが記載されています。

2013年8月14日

株式会社ダイナムジャパンホールディングス

独立取締役委員会および独立株主 各位

(住所)

〒116-0013

東京都荒川区西日暮里2-25-1-702

各位、

要開示取引および関連当事者取引

日本ヒューマップおよびビジネスパートナーズの買収の提案

はじめに

2013年8月14日付で貴社が株主に対して発行した臨時株主総会の招集通知（以下「招集通知」といいます）に詳細が記載されている本買収に関連して、弊社は独立取締役委員会および独立株主の独立財務アドバイザーに任命されており、この書状はその招集通知の一部となるものであります。文脈上別異に解すべき場合を除き、本書状における太字の用語は、招集通知で使用されている用語と同じ意味を有するものとします（英文版においては、頭文字を大文字にて表記しています。）

株式譲渡契約に従い、貴社は、即ち売主の完全所有子会社である日本ヒューマップおよびビジネスパートナーズの発行済株式資本全額にあたる関連株式を、総額3,830百万円（約309百万香港ドル相当）を対価として（以下「対価」といいます）株式譲渡契約に記載された条件で買収することに同意し、売主はそれらを売却することに合意しました。佐藤洋治氏（貴社の関連当事者）、佐藤恵子氏、およびリッ

チオ株式会社（いずれも佐藤洋治氏の**関連者**）は併せて売主の株式の約**48.91%**を保有しているため、**上場規則**に基づき**売主は貴社の関連当事者**となります。したがって**本買収は上場規則の第14章に基づく貴社の関連当事者取引**となります。**本買収に関するパーセンテージ比率（利益比率を除く）のひとつが5%を超えておりかつ対価が10,000,000香港ドルを超えているため、本買収は上場規則第14A章に基づく報告、公表および独立株主の承認義務に服します。**

独立非常勤取締役である堀場勝英氏、高野一郎氏、吉田行雄氏、加藤光利氏およびトーマス・イップ氏は、**本買収が通常取引条件によるものであるか、公正妥当であるか、貴社および株主全体の利益になるかについて独立株主に助言しかつ本買収に賛成票を投ずべきか否かについて独立株主に助言する独立取締役委員会のメンバーに任命されています。独立財務アドバイザーとしての弊社の役目は、独立取締役委員会および独立株主にそれらに関して独立した意見を提供することにあります。**

クアム・キャピタル・リミテッド(Quam Capital Limited)は**貴社グループのメンバー**やそれらの大株主、取締役または最高経営責任者、またはそれらの**関連者**から独立しており、それらの関連当事者ではなく、したがって**本買収に関して独立したアドバイスを提供する資格があります。**

弊社の推奨の根拠

弊社の推奨を構築するに当たり、弊社は、**(i) 貴社および貴社のアドバイザーにより提供された情報、(ii) 貴社グループの取締役および経営陣が述べた意見および表明、(iii) 招集通知に含まれたまたは言及された情報および事実、そして(iv) 関連する公開情報について弊社が行った検討に依拠しました。**弊社は、提供されたすべての情報、弊社に対して述べられたまたは**招集通知**に含まれた、あるいは言及された表明と意見が、**招集通知**が作成された時点ではすべての点について真正、正確および完全なものであり、**臨時株主総会**の時までその状態は継続し、弊社はそれらに依拠することができるとを前提としております。弊社には、**貴社グループ**の取締役、経営陣、および**貴社**のアドバイザーから弊社に提供された情報および表明の真実性、正確性および完全性を疑うべき、いかなる理由もありません。また弊社は、提供された情報および招集通知において言及された情報から、留保あるいは除外されたいかなる重要な情報も存在しないこと、そして取締役、**貴社グループ**の経営陣および**貴社**のアドバイザーにより、**貴社および本買収に関して弊社に提供されたすべての情報または表明が、提供された時点ですべての点について真正、正確、完全であり、誤解を招くようなものではなく、臨時株主総会**の時点までその状態が維持されていることを確認するよう取締役に要請し、取締役からその確認を得ております。

弊社の推奨に合理的な根拠を与えることを目的として、十分な情報を踏まえた意見を構築するために、また**招集通知**に記載された情報および**貴社**と**本買収**に関して取締役、**貴社グループ**経営陣および**貴社**のアドバイザーから弊社に提供された情報または表明の正確性に対する弊社の根拠を正当化するため、弊社は現在入手できる関連情報の検討を行ったと考えています。しかしながら、弊社は情報について独自の検証は行っておりません。また**貴社**、**日本ヒューマップ**、**ビジネスパートナーズ**、またはそれらの子会社や**関連者**の事業、業務、営業、財務状態、あるいは今後の見通しなどについていかなる形の綿密な調査も行っておりません。

検討された主な要因と理由

本買収に関する弊社の推奨を構築するに当たり、弊社は下に記載した主な要因と理由を考慮しました。

1. 本買収の背景および理由

(a) **貴社グループ**の背景と財務情報

招集通知に記載されたとおり、**貴社**が子会社で行っているパチンコホール営業は、**2012年度**のパチンコ玉およびパチスロ・トークンの合計賃貸金額に基づく日本のパチンコホール業界で第2位です。下に記載したのは、**貴社**の**2013年3月31日**に終了した事業年度の営業報告（以下「**2013 年度年次報告書**」といいます）から抜粋した、**2012年**および**2013年**の各**3月31日**に終了した2つの事業年度それぞれの連結決算の要約です。

(監査済)

3月31日に終了した事業年度

	2012年		2013年	
	百万円	百万香港ドル	百万円	百万香港ドル
売上高	165,078	15,515	163,961	13,517
貴社 の株主に帰属する利益	15,898	1,497	20,925	1,726

3月31日現在

	2012年		2013年	
	百万円	百万香港ドル	百万円	百万香港ドル
自己資本合計	93,474	8,786	125,827	10,373

上の表に示された通り、貴社グループの売上高は、2012年3月31日に終了した事業年度の約165,078 百万円（約15,515百万香港ドル）から2013年3月31日に終了した事業年度の約163,961 百万円（約13,517百万香港ドル）へと若干減少しました。この減少は、主として貴社グループの高貸玉/メダル遊技機の稼働率が当該事業年度中に低下したことによるものです。さらに、2012年3月31日および2013年3月31日に終了した各事業年度の貴社株主に帰属する利益として、それぞれ約15,898 百万円（約1,497百万香港ドル）および20,925 百万円（約1,726百万香港ドル）が計上されたことが注目されます。これは主としてパチンコおよびパチスロの機器費用などのホール営業費用、広告費、および地震による損失の減少によるものです。

(b) 日本ヒュウマップおよびビジネスパートナーズの背景と財務情報

直近の有効日現在で、日本ヒュウマップおよびビジネスパートナーズは売主の完全所有子会社です。日本ヒュウマップ は 1982 年 11 月 1 日に、日本において会社法に基づき有限責任会社として設立されました。ビジネスパートナーズは 2011 年 1 月 11 日に日本において会社法に基づき有限責任会社として設立されました。2013 年 4 月 1 日、日本ヒュウマップは以前売主の完全所有子会社であったパチンコリースを吸収合併し、その存続会社となりました。日本ヒュウマップ は、ピーインシュアランス（この会社は以前パチンコリース が保有していましたが、2013 年 4 月 1 日に日本ヒュウマップ がパチンコリースを吸収合併したため同社も日本ヒュウマップ に買収されました）およびチンギスハーン旅行（この会社は 2013 年 3 月 31 日に日本ヒュウマップに買収されました）（以下では日本ヒュウマップと併せて「日本ヒュウマップ・グループ」といいます）という二つの完全所有子会社を保有する持株会社です。ピーインシュアランスおよびチンギスハーン旅行は、日本において会社法に基づく有限責任会社としてそれぞれ 2005 年 1 月 28 日および 2003 年 11 月 13 日に設立されました。

買収が完了すれば、（ピーインシュアランスおよびチンギスハーン旅行と併せた）日本ヒュウマップおよびビジネスパートナーズは、貴社の（直接的または間接的な）完全所有子会社となり、グループの財務諸表に連結されることとなります。

日本ヒュウマップ・グループ

招集通知に記載されたとおり、日本ヒュウマップ は主に4つの事業セグメントで業務に従事しています。即ち、(i)飲食店の経営、(ii) 貴社グループ店舗における清掃サービスの提供、(iii) 会計業務および給与支払業務に関するサービスの提供、および

(iv) 独立した第三者とのフランチャイズ契約に基づく「オールド・スパゲティ・ファクトリー」ブランドのスパゲティ・レストラン・チェーンの展開、の 4 セグメントです。2013年4月1日、日本ヒュウマップはパチンコリースの合併を通じてパチンコおよびパチスロの新遊技機割賦販売サービスの提供を開始しました。その事業モデルには、顧客が選択した新しい遊技機を日本ヒュウマップが購入し、その遊技機を顧客が日本ヒュウマップから分割払で購入することが含まれます。遊技機はメーカーから日本ヒュウマップが直接購入し、最終分割払が決済された時点で遊技機の実上の所有権が顧客に移転します。同じく2013年4月1日に、日本ヒュウマップは以前売主の完全所有子会社であったダイナム総合投資とも合併し、存続会社となりました。ダイナム総合投資との合併を通じ、日本ヒュウマップは不動産賃貸業にも進出しました。

日本ヒュウマップは、ピーインシュアランスおよびチンギスハーン旅行という二つの完全所有子会社の持株会社です。ピーインシュアランスは、生命保険および損害保険サービスを提供しています。チンギスハーン旅行は主に旅行サービスを提供しており、日本においてはモンゴルと日本との間の旅行サービスの提供を中心にして、柔軟性のある事業活動を行っています。

下に記載したのは、売主により提供された2012年および2013年の各3月31日に終了した事業年度の日本ヒュウマップ管理会計（未監査）に基づく、日本ヒュウマップ主要財務データの要約で、これらはJGAAPに準拠して作成されています。

	2012年3月31日に終了した事業年度 百万円/百万香港ドル (未監査)	2013年3月31日に終了した事業年度 百万円/百万香港ドル (未監査)
日本ヒュウマップ		
売上高	7,601 / 612	7,774 / 626
税引前当期純利益 (または損失)	451 / 36	312 / 25
当期純利益 (または 損失)	204 / 16	130 / 10
日本ヒュウマップ・グループ(日本ヒュウマップ、パチンコリース、ダイナム総合投資、ピーインシュアランスおよびチンギスハーン旅行の、結合ベース財務データを含む)		
売上高	10,234 / 825	10,619 / 856
税引前当期純利益 (または損失)	517 / 42	(490) / (39)
当期純利益 (または 損失)	198 / 16	(703) / (57)

2013年3月31日に終了した2年間に関する日本ヒュウマップ・グループの未監査結合ベース総売上高は、約 10,234百万円（約825百万香港ドル）および約10,619百万円（約856百万香港ドル）でした。日本ヒュウマップ・グループは、2012年3月31日に終了した事業年度の未監査結合ベース税引後利益約198百万円（約16百万香港ドル）であったのに対し、2013年3月31日に終了した事業年度は約703百万円（約57百万香港ドル）の純損失となりました。この主因は、以前ダイナム総合投資が行っていた岩盤浴サウナ事業の廃止による損失および減損損失です。この廃止事業による損失を除外すると、日本ヒュウマップ・グループは税引後当期純利益約124百万円（約10百万香港ドル）の計上となります。2013年3月31日現在の日本ヒュウマップ・グループの未監査純資産額（結合ベース）は、約3,948 百万円（約318百万香港ドル相当）でした。2013年3月31日現在の日本ヒュウマップ・グループの未監査総資産（結合ベース）は約5,163 百万円（約416百万香港ドル相当）で、これは主に有形固定資産、売掛金、および現金で構成されています。

2012年および2013年の各3月31日に終了した事業年度に関しては、貴社グループおよび日本ヒュウマップ・グループは多数の取引を行っており、それらには(i)総額がそれぞれ約4,254百万円（約342百万香港ドル）および 4,366百万円（約352百万香港ドル）に上る日本ヒュウマップ・グループから貴社グループに対するパチンコホールの清掃サービスおよび付随サービスの提供、(ii)総額がそれぞれ約165百万円（約13百万香港ドル）および168百万円（約14百万香港ドル）に上る日本ヒュウマップ・グループによる貴社グループからの飲食店の賃借、(iii)パチンコホールにおける景品として総額がそれぞれ 約518 百万円（約48百万香港ドル）および 468百万円（約38百万香港ドル）に上るコーヒー、ペーストリーおよびたばこ製品の貴社グループに対する供給、および(iv)正味ベースでそれぞれ約343百万円（約28百万香港ドル）および333百万円（約27百万香港ドル）に上る貴社グループと日本ヒュウマップ・グループ間のその他さまざまなサービスが含まれますがこれらに限定されるものではありません。貴社の通知によれば、2012年および2013年の各3月31日に終了した2事業年度に日本ヒュウマップ・グループが貴社グループから得た収入を当該期間の結合ベースでの日本ヒュウマップ・グループ総収入に占める比率で表すと、それぞれ約51.7%および49.6%となります。

ビジネスパートナーズ

招集通知に記載されたように、ビジネスパートナーズは主に (i) 清掃サービスの提供、(ii) 家庭用品の製造・販売に従事しており、身体に障がいを持つ臨時従業員社員も雇用しています。

下に記載したのは、売主により提供された2012年および2013年の各3月31日に終了した事業年度のビジネスパートナーズの管理会計（未監査）に基づく、ビジネスパートナーズ主要財務データの要約で、これらはJGAAPに準拠して作成されています。

	2012年3月31日に終了した事業年度 (百万円/百万香港ドル) (未監査)	2013年3月31日に終了した事業年度 (百万円/百万香港ドル) (未監査)
売上高	56 / 5	33 / 3
税引前当期純利益 (または損失)	1 / 0	29 / 2
当期純利益 (または 損失)	1 / 0	28 / 2

ビジネスパートナーズの売上高は、2013年3月31日に終了した事業年度に貴社グループからの清掃委託契約額合計が減少したのが主な原因で、前事業年度の約56百万円（約5百万香港ドル）から、2013年3月31日に終了した事業年度は約33百万円（約3百万香港ドル）に減少しました。税引後当期純利益は、2013年3月31日に終了した事業年度中に生じた日本政府からの補助金の受給と売主への支払債務の免除による利益が主な原因で、前事業年度の1百万円（約0百万香港ドル）から、2013年3月31日に終了した事業年度は約28百万円（約2百万香港ドル）に増加しました。2013年3月31日現在の純資産額は約42百万円（約3百万香港ドル相当）でした。2013年3月31日現在の総資産は約56百万円（約5百万香港ドル相当）で、その主な内訳は現金でした。2012年3月31日に終了した事業年度および2013年3月31日に終了した事業年度には、(i) 貴社グループに対するビジネスパートナーズによる事務所清掃・付随サービスの提供、約9百万円（約1百万香港ドル）および約14百万円（約1百万香港ドル）、(ii) 貴社グループからビジネスパートナーズに対するオフィスビルの賃貸約5百万円（約0百万香港ドル）および約4百万円（約0百万香港ドル）を含め（ただし、これらに限るものではありません）、貴社グループとビジネスパートナーズの間で多数の取引が行われました。貴社より情報提供頂いたように、2012年3月31日に終了した事業年度および2013年3月31日に終了した事業年度に貴社グループに対する売上高がビジネスパートナーズの売上高合計に占める割合は、それぞれ約69.6%と約42.4%でした。

(c) 本買収の理由およびメリット

2013年度年次報告書に記載されているように、貴社グループでは (a) 約 10%への市場シェア拡大と 1,000 店舗体制の達成により、国内パチンコ事業の成長を維持

すること、(b) 貴社グループの国内店舗経営との相乗効果を期待できる、アジア圏で他の事業機会を追及し、事業の多角化を図ること等を戦略に掲げています。さらに招集通知に記載されているように、東日本大震災からの復興および新店舗開設に関する新基準と経営指標の標準モデルがほぼ完成したことに伴い、貴社グループは2014年度下半期から新店舗開設のペースを徐々に加速することを決定し、2023年3月31日には1,000店舗を展開する（以下「プラン」といいます）との目標を設定しています。

上記の(1)(b)項で検討したように、日本ヒュウマップ・グループは、主に貴社グループ店舗での飲食店経営と清掃サービスの提供等に従事しています。日本ヒュウマップが経営する飲食店は概ね貴社グループ店舗に隣接しており、貴社グループ店舗来店客をターゲットにしています。現在、貴社グループ店舗に隣接し、貴社グループ店舗来店客に飲食サービスを提供する日本ヒュウマップ経営の飲食店は、約330店です。日本ヒュウマップは、貴社グループ店舗内の自動販売機やワゴン・サービスによるコーヒー販売も手掛けています。貴社グループ店舗来店客をターゲットにした飲食サービスの他に、独立した立場の第三者とのフランチャイズ契約で運営されている「オールド・スパゲティ・ファクトリー」ブランドのスパゲティ・レストラン・チェーンも展開しており、神戸市と名古屋市に出店しています。日本ヒュウマップの全発行済株式を買収することにより貴社は日本ヒュウマップ・グループの飲食業を活かし、貴社グループの中核事業であるパチンコホール経営の強化および収益基盤と顧客層の拡大を図ることができ、貴社グループの中核的事業戦略にも合致すると考えました。さらに貴社は、プランに従い、主に貴社グループの店舗に隣接し、追加的サービスとして新たな飲食店を配置するために有能な職員を確保し、それら職員のトレーニングを行うシステムも整備しなければならないと考えました。このように、日本ヒュウマップを直接的支配下に置き、日本ヒュウマップの経営管理に日々の経営助言を提供することは、貴社グループにとって有益なことであります。

貴社によれば、ビジネスパートナーズは身体に障がいのある臨時従業員のチームを雇用しています。貴社は、ビジネスパートナーズの全株式を買収してその事業を経営するにあたり、障がい者の雇用を積極的に推進するという企業の社会的責任を果たすことを目指しておられます。貴社によれば、障がい者の法定の雇用率は2013年3月期には1.8%であり、貴社はこの義務を2013年3月期において約1.96%の障がい者の雇用率を実現することで充足しました。2013年4月1日以降、上記の法定雇用率は2%となりました。したがって、ビジネスパートナーズの株式買収により、障がい者の法定雇用率を継続的に満たし、かつ社会で働く障がい者を支援するべく、障がい者の雇用機会を確保することができます。

それに加えて、上記の(1)(b)項で検討したように、**貴社グループ**と**日本ヒュウマップ・グループ/ビジネスパートナーズ**の間では、店舗および事務所の清掃・付随サービスならびにパチンコホール営業用の一般景品の供給等、多くの取引が行われています。貴社より情報提供頂いたように、**2012年3月31日**および**2013年3月31日**に終了した事業年度における**貴社グループ**に対する売上高が日本ヒュウマップ・グループの結合ベースの同期間内の売上高に占める割合は、約**51.7%**および約**42.4%**であり、**ビジネスパートナーズの貴社グループ**に対する売上高の割合は、約**69.6%**および約**42.4%**でした。合算すると、日本ヒュウマップ・グループと**ビジネスパートナーズ**の**2012年3月31日**および**2013年3月31日**までの2年間の**貴社グループ**に対する売上高が、それぞれの未監査の売上高の結合ベースの合計に占める割合は、約**51.8%**および約**49.5%**でした。よって本買収は、**貴社グループ**店舗に概ね隣接する**日本ヒュウマップ・グループ**経営の飲食店、および、**日本ヒュウマップ・グループ**および**ビジネスパートナーズ**の提供する**貴社グループ**の店舗および事務所の清掃サービスを含め（ただし、これらに限るものではありません）、**貴社グループ**のパチンコホール経営を補完するサービスを統合することで、経営の合理化と先を見越したコスト管理による営業費用の削減を実現できるという点において、**貴社グループ**との相乗効果が期待されます。

2013年度年次報告書に記載されるように、**貴社グループ**の事業目的の一つにパチンコのイメージをギャンブルから娯楽に変える点があり、**貴社グループ**はパチンコ店での客の体験全体の質を向上することに注力しております。さらに、**貴社**によれば、結合ベースでの**2013年3月期**の**日本ヒュウマップ・グループ**の売上の大半は、パチンコ店舗の清掃および**貴社グループ**のパチンコ店に隣接して、**貴社グループ**のパチンコ店来店客に対して提供される飲食に由来するとのことです。日本ヒュウマップの主な事業と**貴社グループ**の主な事業とは異なります。とくに、パチンコリース、ダイナム総合投資、ピーインシュアランスおよびチンギスハーン旅行の主な事業はパチンコ店の運営と限定的な関係しかありません。にもかかわらず、(i) パチンコリース、ダイナム総合投資、ピーインシュアランスおよびチンギスハーン旅行のそれぞれの売上高が**2013年3月期**の**日本ヒュウマップ・グループ**の全売上高に占める割合は大きくないこと、(ii) **日本ヒュウマップ・グループ**が**貴社グループ**のパチンコ店に提供する清掃事業が、**貴社グループ**が顧客のためにパチンコ店の清潔かつ快適な環境を維持するために必須であること、(iii) **日本ヒュウマップ・グループ**の約**330**の飲食店舗が**貴社グループ**のパチンコ店に隣接して運営されており、**貴社グループ**の顧客に対する飲食物の提供を目標としていること、(iv) 結合ベースでの**2013年3月期**の**日本ヒュウマップ・グループ**の売上高の大半が**貴社グループ**のパチンコ店舗運営事業に関連した清掃および飲食物提供業務によるものであること、および、(v) **ビジネスパートナーズ**の主な事業が**貴社グループ**の事務所の清掃業務であり、**ビジネスパートナーズ**を買収し、積極的なコスト管理を行うことで事務所清掃の費用を削減するこ

とができ、また、新しい障がい者の法定雇用率を充足すべく適切な障がい者を求める努力を要せずに、当該法定雇用率を貴社グループが充足することにつながることを考えると、貴社グループがその顧客の娯楽体験全体の質を向上させるために付随的・補足的と考えられる日本ヒュウマップ・グループおよびビジネスパートナーズの主たる事業を統合することで、貴社グループのコア事業であるパチンコ店舗運営を強化できると弊社は考えており、本買収によって、当社グループの既存のパチンコ店舗運営事業との間にシナジー効果が一般的に見込まれます。

2. 株式売買契約の主な条件

(a) 対価の基準

本買収の対価は計3,830百万円（約309百万香港ドル相当）で、日本ヒュウマップおよびビジネスパートナーズの株主名簿更新日から10日以内に、貴社が現金で一括して売主に支払います。貴社は、貴社グループの内部留保をこの対価の原資に充てる予定です。

招集通知に記載されているように、対価は、日本ヒュウマップ・グループとビジネスパートナーズの2013年4月30日現在の未監査純資産額合計を踏まえ、かつ独立第三者間交渉と同等の条件で行われた株式譲渡契約当事者間の交渉を経て、決定されました。貴社より情報提供頂いたように、それぞれの設立から直近の有効日までの間、日本ヒュウマップ・グループとビジネスパートナーズ間で重大な企業間取引は行われていません。日本ヒュウマップ・グループとビジネスパートナーズの2013年4月30日現在の結合ベース未監査純資産額合計に対する対価の比率（すなわち「P/NAV倍率」）は、約1.0倍になる計算です。

(b) 比較可能な銘柄の分析

弊社は、対価の公平性および合理性を評価するため、主要業務が日本ヒュウマップ・グループおよびビジネスパートナーズと類似する香港証券取引所または東京証券取引所上場銘柄と、バリュエーション・レシオの比較を試みましたが、日本ヒュウマップ・グループおよびビジネスパートナーズの全主要業務を主体とする直接的に比較可能な銘柄を特定できませんでした。なお、日本ヒュウマップ・グループおよびビジネスパートナーズの主要業務とは、(i)清掃事業および(ii)飲食物提供事業のことであり、これらは併せて、2013年3月期の日本ヒュウマップ・グループおよびビジネスパートナーズの結合ベースでの総売上高の70%を超えており、それ故、日本ヒュウマップ・グループおよびビジネスパートナーズの主たる事業を表します。その代わり、公開情報に基づいて、上述の日本ヒュウマップ・グループおよびビジネスパートナーズの主要業務と同じく清掃、外食産業（麺類および洋食のチェーン・レストラン）のうちの一つ以上を日本における主要業務とし、直近の有効日現在、香港証券取引所または東京証券取引所に上場する弊社が認識する限りの銘柄（以下「比較可能銘柄」といいます）のP/NAV倍率と株価収益率（以下「PER」といいます）を

特定し、参照しました。かかる**比較可能銘柄**との比較の詳細は、以下の表のとおりです。ただし**比較可能銘柄**は、主要業務、品揃え、事業、収益性、および資産基盤の規模、市場および将来の見通しといった点で、**日本ヒューマップ・グループ**や**ビジネスパートナーズ**と直接比較できない場合もあるため、以下に記載する比較結果は、対価が適正かつ合理的な水準か否かを判断する際の唯一の決定要因として、単独で使用するべきではない点をご注意ください。

銘柄コード	社名	主要業務	株価純資産倍率 (PBR)	株価収益率 (PER)
清掃業				
08201.H K	PPS International (Holdings) Limited	総合的な清掃・関連サービスの提供	49.8	24.7
9787.JP	イオンディ ライト株式 会社	建物の清掃、警備、設備管理等のサービスの提供	1.5	12.8
外食産業				
00538.H K	Ajisen (China) Holdings Limited	レストラン経営ならびに麺類および関連商品の製造・販売	2.8	55.5
00341.H K	Cafe de Coral Holdings Limited	ファストフード店、ファミリー・レストラン、企業向け給食業、専門レストラン・チェーン、および食品加工・販売業の経営	4.2	27.1
00052.H K	Fairwood Holdings Ltd.	ファストフード店経営および不動産投資	3.9	14.6
9850.JP	株式会社グ ルメ杵屋	うどん・そば店および洋食店の経営	1.1	8.2
9936.JP	株式会社王 将フードサ ービス	ラーメン、餃子等を提供する飲食店の経営	2.2	17.4
7554.JP	株式会社幸 楽苑	ラーメン・餃子専門店の経営	2.1	305.4

8200.JP	株式会社リ ンガーハッ ト	ちゃんぽん店チェーンの経営	3.2	51.5
7611.JP	株式会社ハ イデイ日高	麺類・スープ・餃子専門店の経営	2.1	14.2
3097.JP	株式会社物 語コーポレ ーション 日本ヒュウ マップ・グル ープ ビジネスパ ートナーズ	和食店チェーンの経営	3.1	16.7
			1.0	N/A
			1.0	1.4
06889.H K	貴社	日本国内におけるパチンコホール 経営	1.1	6.5
		平均	2.6	24.3**
		最高	4.2	55.5**
		最低	1.1	8.2

出所：香港証券取引所、東京証券取引所、ブルームバーグ

*PPS インターナショナル（ホールディングス）リミテッドを除く（この会社の **P/NAV** 倍率は 49.8 で、外れ値とみなされている）

株式会社幸楽苑を除く（この会社の **PER は 305.4 で、外れ値とみなされている）

日本ヒュウマップ・グループとビジネスパートナーズの2013年4月30日現在の未監査純資産額に基づく両者それぞれの対価の**P/NAV**倍率は、約1.0倍になる計算です。上記の表に示すように、対応する対価に基づく日本ヒュウマップ・グループおよびビジネスパートナーズそれぞれの**P/NAV**倍率は、(i) 比較可能銘柄の**P/NAV**倍率（約1.1倍から約4.2倍（外れ値を除く））未満で、かつ (ii) 貴社の**P/NAV**倍率および各業種の比較可能銘柄の平均**P/NAV**倍率を下回っていることに留意願います。また、日本ヒュウマップ・グループが2013年3月31日に終了した事業年度に当期純損失を計上したこと、および対応する対価に基づくビジネスパートナーズの**PER**は、比較可能銘柄の**PER**の範囲（約8.2倍から約55.5倍（外れ値を除く））を下回っていることにも留意願います。

以上の点に加えて、特に (i) 対価が日本ヒュウマップ・グループおよびビジネスパートナーズの未監査純資産額に等しいこと、(ii) 日本ヒュウマップ・グループおよびビジネスパートナーズの **P/NAV 倍率**が、各業種の比較可能銘柄の **P/NAV 倍率**未満であり、かつその平均を下回っていること、(iii) 貴社が、本買収が一般的に貴社グループとの相乗効果をもたらす見込みであるとともに、その運営を合理化し、積極的なコスト管理によって運営コストを削減することができると考えており弊社もそれに同意していること、および、(iv)以下で検討するように本買収の完了によって貴社グループの財務状況に対し重大な悪影響が及ぼされることもないことに鑑み、弊社は対価（算定基準を含む）が適正かつ合理的な水準で、貴社と株主全体の利益に適うと考えます。

3. 本買収が貴社グループに及ぼす財務面の影響

本買収が完了した暁には、日本ヒュウマップ・グループとビジネスパートナーズは貴社の完全所有子会社になり、日本ヒュウマップ・グループとビジネスパートナーズの財務業績は貴社グループの財務諸表で連結されます。上記の (1) (c)項に記載したように、貴社は、本買収が完了した暁には、営業費用を削減できると同時に、株主に帰属する収益基盤と資産基盤が拡大すると期待しています。

2013 年度年次報告書によれば、貴社グループの 2013 年 3 月 31 日現在の資本合計は約 125,827 百万円（約 10,373 百万香港ドル相当）でした。招集通知によれば、ヒュウマップ・グループおよびビジネスパートナーズの 2013 年 4 月 30 日現在の未監査純資産額合計は約 3,830 百万円（約 309 百万香港ドル相当）、対価は 3,830 百万円（約 309 百万香港ドル相当）です。

(i) 対価は内部留保を充てて決済されること、(ii) 貴社グループ、日本ヒュウマップ・グループ、およびビジネスパートナーズの現在の資本構造に鑑み、貴社取締役は、本買収完了後に貴社グループの連結純資産額および流動性が重大な悪化を示すとは考えていません。

また 2013 年度年次報告書によれば、貴社グループの 2013 年 3 月 31 日現在の現金および現金同等物は、約 41,466 百万円（約 3,419 百万香港ドル相当）です。これに加えて、2013 年 3 月 31 日に終了した事業年度の営業活動による純キャッシュフローの流入額は、約 28,330 百万円（約 2,336 百万香港ドル相当）でした。(i) 貴社グループの過去の実績およびキャッシュフローの状況、(ii) 貴社グループの現在の内部留保および利用可能な銀行借入枠、(iii) 本買収の完了後実現しうる営業費用の削減を鑑み、貴社取締役は、本買収が貴社グループの運転資本の状況に重大な悪影響を及ぼすとは考えていません。

以上の点を踏まえ、弊社は、**本買収**が完了しても、**貴社グループ**の財務状況に重大な悪影響を及ぼすとは考えていません。

推奨意見

上記の主な要因および理由に加えて、特に次の点を鑑み（ただし、これらは本書全文と併せて読み、かつ本書全文を踏まえて解釈するようにしてください）、

- 上記 (1) 項に記載する**貴社グループ**、**日本ヒューマップ・グループ**、および**ビジネスパートナーズ**の既存の主要業務、ならびに**本買収**の理由およびメリット
- 上記の (2) 項に記載したように、**対価**（算定基準を含む）は適正かつ合理的な水準であること
- **本買収**の結果、**貴社グループ**の財務状況に重大な悪影響が及ぶとは考え難いこと

弊社は、**株式譲渡契約**および**本買収**の条件は通常取引条件に則ったもので、かつ**独立株主**の皆様に関する限り公正かつ合理的な内容であり、**貴社**と**株主**全体の利益に適うと考えます。

したがって弊社は、**独立株主**の皆様には、**臨時株主総会**で検討される**株式譲渡契約**、**本買収**、および諸取引の承認を諮るため同総会で提起される予定の通常決議案に賛成票を投じるよう、また**独立取締役委員会**におかれましては、**独立株主**の皆様にもそのように推奨するよう、助言致します。

敬具

Quam Capital Limited
(華富嘉洛企業融資有限公司)
マネージング・ディレクター
Gary Mui

附属書類Ⅰ 一般情報

1. 責任に関する記述

本招集通知には、当社に関する情報提供を目的に上場規則に従って提示される事項が含まれ、取締役が全体でも個人でも、本招集通知に対する全責任を負っています。取締役はすでにあらゆる適切な調査を行っており、自己の知りうる限りでは、本招集通知に含まれている情報があらゆる重要な面において正確、完全であり、虚偽はないこと、またその脱落によって、本書の記述や本招集通知が虚偽のものになるような事項は他にないことを確認しています。

2. 所有株式数の開示

(a) 当社および関連会社の株式、現物株式、債券に関する取締役および代表執行役の持分とショートポジション（売り持ち）

直近の有効日時点での当社および関連会社（香港証券先物条例（SF0）第 XV 部で定義する）の株式、現物株式、債券に関する取締役および代表執行役の持分とショートポジションで、SF0 第 XV 部、第 7、8 章に従い、当社および証券取引所に通知しなければならない（SF0 のかかる規定により、保有している、もしくは保有しているとみなされる持分およびショートポジションを含む）、あるいは SF0 第 352 条に従い、当該条文で言及される登録簿に登録しなければならない、あるいは上場会社の取締役による証券取引に関する模範基準（以下「模範基準」といいます。）に従い、当社および証券取引所に通知しなければならないものは、以下のとおりです。

(i) 当社に対する持分

取締役および代表 執行役の氏名	持分の内容	所有株式数(1)	大まかな所有比率(2)
佐藤洋治氏	普通株式(3)	162,522,560	68.206%
	被支配会社持分	95,810,000	
	(3)	760	
	配偶者持分(3)	<u>248,335,800</u>	
	その他(5)	506,669,120	
牛島憲明氏	普通株式	838,000	0.113%
高野一郎氏	普通株式	20,000	0.003%
吉田行雄氏	普通株式	140,000	0.019%
佐藤公平氏	普通株式(4)	55,139,680	68.206%
	その他(5)	<u>451,529,440</u>	
		506,669,120	

注記：

- (1) 上記の「持分」はすべてロングポジションです。
- (2) 直近の有効日時点での発行済み株数は 742, 850, 360 株でした。
- (3) 佐藤洋治氏は 162, 522, 560 株を所有しています。妻の佐藤恵子氏の所有株式数は 760 株で、これは SF0 では佐藤洋治氏の持分とみなされます。95, 810, 000 株保有するリッチオは、佐藤洋治氏が 99. 9%所有し、支配している会社です。
- (4) 佐藤公平氏は佐藤家メンバー（以下に定義する）で、2013 年 1 月に代表執行役に追加選任され、55, 139, 680 株を所有しています。
- (5) 佐藤家メンバーは、佐藤恵子氏（佐藤洋治氏の妻）、西脇八重子氏（佐藤洋治氏の姉妹）、佐藤政洋氏（佐藤洋治氏の兄弟）、佐藤茂洋氏（佐藤洋治氏の兄弟）、佐藤公平氏（佐藤洋治氏の兄弟）、佐藤清隆氏（佐藤洋治氏の叔父）からなります（「佐藤家メンバー」）。佐藤家メンバーの所有株式数は、248, 336, 560 株です。佐藤家メンバーの各メンバーは佐藤洋治氏および他のメンバーと親族関係にあるため、佐藤洋治氏が所有する当社株式を所有しているものとみなされ、また佐藤洋治氏は佐藤家各メンバーが所有する当社株式を所有しているものとみなされます。

上記を除き、直近の有効日時点で、当社の取締役および代表執行役のいずれも、SF0 第 352 条に基づき維持が義務付けられる登録簿に記録しなければならない、あるいは模範基準に従い、当社および証券取引所に通知しなければならない、当社またはその関連会社（SF0 第 XV 部で定義する）の株式、現物株式、債券の持分とショートポジションを保有してはならず、保有しているともみなされません。

(ii) 関連会社持分

当社の取締役および代表執行役のいずれも、当社の関連会社の株式、現物株式、債券の持分あるいはショートポジションを保有していません。

(b) 大株主が保有する株式、現物株式の持分およびショートポジション（売り持ち）

取締役の知りうる限りにおいて、直近の有効日時点で、以下の人物（当社の取締役または代表執行役ではない）は、SF0 の第 336 条に基づき当社が維持を義務付けられている登録簿に記載されているとおり、SF0 の第 XV 部の第 2 および 3 章の条項に基づき当社に開示されるべき株式または現物株式の持分またはショートポジションを以下のとおり保有しています。

大株主	持分の内容／立場	株数(1)	大まかな保有比率(2)
リッチオ株式会社	普通株式(3)	95,810,000	12.898%
一般財団法人ワン アジア財団（「ワン アジア財団」）	普通株式(4)	80,000,000	10.769%
佐藤恵子氏	普通株式(5) 配偶者持分(5) その他(6)	760 162,522,560 <u>344,145,800</u>	68.206%
佐藤清隆氏	普通株式 その他(6)	20,400,000 <u>486,269,120</u>	68.206%
佐藤政洋氏	普通株式 その他(6)	55,259,680 <u>451,409,440</u>	68.206%
佐藤茂洋氏	普通株式 その他(6)	55,139,680 <u>451,529,440</u>	68.206%
西脇八重子氏	普通株式 その他(6)	62,396,760 <u>444,272,360</u>	68.206%

注記：

(1) 上記の「持分」はすべてロングポジションです。

(2) 直近の有効日時点での発行済み株数は 742,850,360 株でした。

- (3) リッチオは、佐藤洋治氏が持分の約 99.9%を保有し、支配している企業です。佐藤氏はリッチオの支配権を有するため、同社が保有する持分を所有していると考えられます。
- (4) ワンアジア財団は一般財団法人です。ワンアジア財団の運営および経営は支配株主から独立しているため、支配株主はワンアジア財団による当社の議決権行使に対する裁量権を持ちません。ワンアジア財団が保有する株式は公開株式数に加算されません。
- (5) 佐藤洋治氏は、162,522,560 株を保有しています。その配偶者である佐藤恵子氏は、760 株を保有しており、SF0 の下でかかる持分は佐藤洋治氏の持分とみなされます。
- (6) 佐藤家メンバーは、佐藤恵子氏（佐藤洋治氏の妻）、西脇八重子氏（佐藤洋治氏の姉妹）、佐藤政洋氏（佐藤洋治氏の兄弟）、佐藤茂洋氏（佐藤洋治氏の兄弟）、佐藤公平氏（佐藤洋治氏の兄弟）、佐藤清隆氏（佐藤洋治氏の叔父）からなります。佐藤家メンバーの所有株式数は、248,336,560 株です。佐藤家メンバーの各メンバーは佐藤洋治氏および他のメンバーと親族関係にあるため、佐藤洋治氏が所有する当社株式を所有しているものとみなされ、また佐藤洋治氏は佐藤家各メンバーが所有する当社株式を所有しているものとみなされます。

上記に開示されたものを除き、直近の有効日時点で、当社取締役は、SF0 の第 XV 部の第 2 および 3 章の条項に基づき当社に開示されるべき、もしくは SF0 の第 336 条に従い登録簿への記載が義務付けられている当社の株式または現物株式の持分またはショートポジションを保有している人物（当社の取締役または代表執行役ではない）の存在を認識していません。

3. 取締役の委任契約

取締役のいずれも、当社との間に、当社が金銭賠償（法定の補償を除く）を支払うことなく 1 年以内に解除することのできない有効な委任契約を締結していません。

4. 取締役の資産に対する持分、契約、その他持分

直近の有効日時点で、取締役のいずれも、当社の直近の公表・監査済み決算報告書の基準日である 2013 年 3 月 31 日以降に、当社グループによって取得、売却または借り入れられた、もしくは取得、売却または借り入れすることが提案された資産に対して、いかなる直接または間接的な持分も保有していません。

当社グループのメンバー企業が締結した契約や協定のうち直近の有効日時点で存続しており当社グループの事業に関連して重要なものに対して、佐藤洋治氏を除きいかなる取締役も直近の有効日時点で重大な利害を有していません。

5. 専門家の合意および適格性

本招集通知において言及または記載されている意見または助言を当社に提供してい

る専門助言会社の適格性については以下の通りです。

名称 適格性

クアム・キャピタル 証券先物条例に基づき第6種規制事業（法人財務への助言）を行う認可企業であり、本件買収に関して独立した財務助言会社として独立取締役委員会と独立株主に助言しています。

直近の有効日時点で、クアム・キャピタルは、当社グループのメンバー企業の株式を保有しておらず、また当社グループのメンバー企業の証券を引受け、または引受け人を指名する権利を有していません。

直近の有効日時点で、直近の当社公表・監査済財務諸表の作成基準日である2013年3月31日以降、クアム・キャピタルは当社グループのメンバー企業によって取得、売却あるいはそれらに貸借されている、またはこれら当社グループのメンバー企業によって取得、売却あるいは貸借が提案されている資産に、直接的または間接的な利害を有していません。

クアム・キャピタルは、クアム・キャピタル作成に係る書簡、報告書およびクアム・キャピタルの名称をそれらが盛り込まれた形式・文脈において含んだ招集通知を発行することについて、書面による合意書を提出しており、その合意書を撤回していません。

6. 利益相反

直近の有効日時点で、当社グループ事業と競合または競合する可能性のある事業に利害を有している取締役やその関連者はおりません。

7. 重大な変更がないこと

直近の有効日時点で、取締役は、直近の当社グループ公表監査済財務諸表の作成基準日である2013年3月31日以降、当社グループの財政状態や取引状況に重大な事態の変更がなかったと考えています。

8. 閲覧可能な資料

本招集通知の作成日から2013年8月28日までの間、当社の香港における主たる事業所で、通常の営業時間内（祝日を除く平日）に、次に挙げる資料のコピーを閲覧することができます。

(a) 独立取締役委員会から独立株主に対する2013年8月14日付の書簡。その本文は本招集通知の18頁に記載されています。

- (b) クアム・キャピタルから独立取締役委員会ならびに独立株主に対する 2013 年 8 月 14 日付け助言書簡。その本文は本招集通知の 19 頁に記載されています。
- (c) 本添付書類第 5 項で言及している、クアム・キャピタルからの書面による合意書
- (d) 株式譲渡契約書

附属書類Ⅱ 定款新旧対照表

定款変更案の詳細を以下に示します（下線は変更部分を示します。）。

現行定款	変更案
定 款 第1章 総則 (商号) 第1条 (記載省略) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 (1) 遊技場その他の娯楽施設の経営 (2) 遊技機および遊技機周辺設備その他各種遊技機関連設備の企画、開発、売買、保守管理、性能評価ならびにその仲介、代理、調査、およびコンサルタント業務 (新設) (3) 遊技機管理システムの開発、運用、保守およびシステムサービスの提供ならびにその仲介、代理、調査およびコンサルタント業務 (4) 遊技機の移動に関わる申請書類の作成および申請手続きならびにその仲介、代理、調査およびコンサルタント業務 (新設) (5) 遊技機、ソフトウェア、コンテンツ、ゲーム場管理システムならびに付属品および付属設備の企画、開発、製造、販売、設置、保守管理、リースおよび輸出入 (6) 飲食店の企画および経営ならびにコンサルタント業務 (新設) (新設)	定 款 第1章 総則 (商号) 第1条 (現行どおり) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 (1) 遊技場その他の娯楽施設の経営およびコンサルタント業務 (2) 遊技機および遊技機周辺設備その他各種動産の企画、開発、売買、<u>リース、賃貸借、割賦販売、運送、保管、設置工事</u>、保守管理、性能評価ならびにその仲介、代理、調査、およびコンサルタント業務 (3) <u>遊技機の不正対策に関連する企画ならびに当該対策部品の製造、販売、取付工事および保守管理</u> (4) 遊技機管理システムの開発、運用、保守およびシステムサービスの提供ならびにその仲介、代理、調査およびコンサルタント業務 (5) 遊技機の移動に関わる申請書類の作成および申請手続きならびにその仲介、代理、調査およびコンサルタント業務 (6) <u>遊技場内で賞品として提供する商品の製造、加工および販売業務ならびにその仲介、代理、調査およびコンサルタント業務</u> (7) 遊技機、ソフトウェア、コンテンツ、ゲーム場管理システムならびに付属品および付属設備の企画、開発、製造、販売、設置、保守管理、リースおよび輸出入 (8) 飲食店の企画および経営ならびにコンサルタント業務 (9) <u>シミュレーションゴルフ施設の運営およびコンサルタント業務</u> (10) <u>シミュレーションゴルフ機器および周辺機器の輸入、販売およびリー</u>

現行定款	変更案
	ス
(新設)	(11) <u>ゴルフスクールの運営</u>
(新設)	(12) <u>オフライン・オンラインゴルフレ</u> <u>ッスンシステムの運営</u>
(新設)	(13) <u>ゴルフ等に関するイベントの企画</u> <u>および運営ならびにインターネット</u> <u>トウェブサイトの運営</u>
(新設)	(14) <u>ゴルフ用具・用品等の企画および</u> <u>販売</u>
(新設)	(15) <u>テニスクラブの経営</u>
(新設)	(16) <u>ホテルの経営</u>
(新設)	(17) <u>岩盤浴施設、溶岩浴施設、入浴・</u> <u>温浴施設、サウナ、アロマセラピー、</u> <u>リフレクソロジー、マッサージ、エ</u> <u>ステティック美容その他の健康施</u> <u>設の経営</u>
(7) コーヒー、 <u>木材</u> 、 <u>食品</u> その他の物 品の製造、加工、販売および輸出入	(18) <u>菓子</u> 、 <u>コーヒー</u> 、 <u>食品</u> 、 <u>日用品雑</u> <u>貨</u> 、 <u>木材</u> その他の物品の製造、加工、 販売および輸出入
(新設)	(19) <u>ミネラルウォーター等の飲料水お</u> <u>よび清涼飲料水の製造および販売</u>
(新設)	(20) <u>照明器具、厨房機器の販売および</u> <u>輸出入</u>
(新設)	(21) <u>タバコおよび酒類の販売</u>
(8) 貨物運送取扱い業務および梱包業 務ならびに倉庫業およびその代理 業務	(22) 貨物運送取扱い業務および梱包業 務ならびに倉庫業およびその代理 業務
(9) 貨物国際輸送の仲介および斡旋	(23) 貨物国際輸送の仲介および斡旋
(10) 貿易業	(24) 貿易業
(11) 通関業務および通関事務代行業務	(25) 通関業務および通関事務代行業務
(12) 人材派遣、人材斡旋および有料職 業紹介に関する業務	(26) 人材派遣、人材斡旋および有料職 業紹介に関する業務
(13) 語学および会話に関する教育、語 学教員の人材育成、語学教材の開発 および販売	(27) 語学および会話に関する教育、語 学教員の人材育成、語学教材の開発 および販売
(14) 外国就学および留学の斡旋ならび にその諸手続に関する代行業務	(28) 外国就学および留学の斡旋ならび にその諸手続に関する代行業務
(15) 不動産の売買、仲介、賃貸、管理 および鑑定ならびにコンサルタント 業務	(29) 不動産の売買、仲介、賃貸、管理 および鑑定ならびにコンサルタント 業務
(16) 建築物および室内外装飾の企画設 計および施工監理ならびにコンサル タント業務	(30) 建築物および室内外装飾の企画設 計および施工監理ならびにコンサル タント業務
(17) 建築物の <u>修理</u> 、清掃および維持管 理	(31) 建築物の <u>内外</u> および <u>駐車場の清</u> <u>掃、修理</u> および維持管理
(18) 建築材料の製造、加工、仕入、販 売および輸出入 (新設)	(32) 建築材料の製造、加工、仕入、販 売および輸出入
(19) 翻訳業および通訳業	(33) <u>旅行業法に基づく旅行業および旅</u> <u>行業者代理業</u>
(20) 引越しの斡旋	(34) 翻訳業および通訳業
	(35) 引越しの斡旋

現行定款	変更案
(新設)	(36) <u>古物商営業およびコンサルタント業務</u>
(新設)	(37) <u>自動車、中古自動車、自動二輪車および原動機付自転車ならびにこれらに関する各種部品および用品のリース、賃貸借、売買、割賦販売および保守管理</u>
(新設)	(38) <u>一般廃棄物および産業廃棄物の収集、運搬および処分ならびにコンサルタント業務</u>
(新設)	(39) <u>貸金業、各種債権の売買および債務の保証・引受けその他金融業務ならびにその仲介、代理、調査およびコンサルタント業務</u>
(21) 損害保険代理に関する業務	(40) 損害保険代理に関する業務
(22) 生命保険募集に関する業務	(41) 生命保険募集に関する業務
(23) 自動車損害賠償保険法に基づく保険代理業	(42) 自動車損害賠償保険法に基づく保険代理業
(24) 情報処理サービス業、情報提供サービス業および情報一元管理ならびにそれらに関する仲介、代理、調査およびコンサルタント業務	(43) 情報処理サービス業、情報提供サービス業および情報一元管理ならびにそれらに関する仲介、代理、調査およびコンサルタント業務
(新設)	(44) <u>文書の作成、印刷、授受および配送その他の企業の庶務に関する業務の請負または受託</u>
(新設)	(45) <u>資料またはリーフレットの保管管理および発送業務</u>
(新設)	(46) <u>データ入力の代行業務</u>
(25) 広告代理業	(47) 広告代理業
(26) 経理、税務、給与計算、労務管理その他の事務処理に関する業務	(48) 経理、税務、給与計算、労務管理その他の事務処理に関する業務
(27) <u>コンピューターシステムの開発、設置、運用および保守管理</u>	(49) <u>コンピューターシステムおよびソフトウェアの企画、開発、販売、設置、保守管理、運用および輸出入</u>
(28) 国内外法人に対する金銭の貸付けその他の投資および経営指導	(50) 国内外法人に対する金銭の貸付けその他の投資および経営指導
(新設)	(51) <u>会社経営に関するビジネスコンサルタント業務</u>
2. 当社は、前項に附帯する業務を営むことができる。	2. 当社は、前項に附帯する業務を営むことができる。
(本店の所在地) 第3条 § (記載省略) (発行可能株式総数) 第6条	(本店の所在地) 第3条 § (現行どおり) (発行可能株式総数) 第6条
(種類株) 第7条 当社が優先株等の複数の種類の株式を発行する場合には、会社法に従い、異なる種類の株式に対して異なる議決	(種類株) 第7条 当社が優先株等の複数の種類の株式を発行する場合には、 <u>会社法の定め</u> に従い、異なる種類の株式に対して異なる

現行定款	変更案
権を付与することができる。 2. 当会社が無議決権又は議決権制限株式を発行する場合には、無議決権又は議決権制限の文言が株券に記載されるものとする。 (株式、新株予約権及び新株予約権付社債の募集事項の決定、株式の併合及び分割並びに資本金の額の減少) 第8条 会社法第199条第2項、第238条第1項に定義される株式の募集事項の決定は、株主総会の通常決議によらなければならない。ただし、株式の発行が当該株式を引き受ける者に特に有利な金額でなされる場合には、株主総会における特別決議が要求されるものとする。 2. 株式の併合は株主総会の特別決議により、株式の分割は、株主総会の通常決議によらなければならない。 3. 資本金の減少は、株主総会において、当該株主総会に出席した株主の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって決議されなければならない。 4. 本条第1項の規定にかかわらず、募集事項の決定は、株主総会の通常決議又は、特に有利な金額での発行の場合には、特別決議によって、取締役会に委任することができる。 (自己の株式の取得) 第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。 2. 当会社は、上場規則によって要求される場合には、取得した自己株式を、取締役会の決議又は取締役会によって授権された執行役の決定をもって遅滞なく消却するものとする。 (株券の発行) 第10条 当会社の株式については、株券を発行する。 2. 当会社の全ての株券は、社印の押印又は印字がなされ、当該株券に係る株式の数、種類及び株券番号が明記され、その他取締役会が適宜決定する様式による	議決権を付与することができる。 2. 当会社が無議決権または議決権制限株式を発行する場合には、無議決権または議決権制限の文言が株券に記載されるものとする。 (株式、新株予約権および新株予約権付社債の募集事項の決定ならびに株式の併合および分割ならびに資本金の額の減少) 第8条 会社法第199条第2項および第238条第1項に定義される株式の募集事項の決定は、株主総会の普通決議によらなければならない。ただし、株式の発行が当該株式を引き受ける者に特に有利な金額でなされる場合には、株主総会における特別決議が要求されるものとする。 2. 株式の併合は、株主総会の特別決議によらなければならない、株式の分割は、株主総会の普通決議によらなければならない。 3. 資本金の額の減少は、株主総会において、当該株主総会に出席した株主の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって決議されなければならない。 4. 本条第1項の規定にかかわらず、募集事項の決定は、株主総会の普通決議または特に有利な金額での発行の場合には、株主総会の特別決議によって、取締役会に委任することができる。 (自己の株式の取得) 第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。 2. 当会社は、<u>当会社が上場している証券取引所（以下「証券取引所」という。）が定める規則（以下「上場規則」という。）</u>によって要求される場合には、取得した自己株式を、取締役会の決議または取締役会によって授権された執行役の決定をもって遅滞なく消却するものとする。 (株券の発行) 第10条 当会社の株式については、株券を発行する。 2. 当会社の全ての株券は、社印の押印または印刷がなされ、当該株券に係る株式の数、種類および株券番号が明記され、その他取締役会が適宜決定する様式に

現行定款	変更案
ものとする。複数の種類を表章する株券は発行されない。 (株券の共有における株主名簿への登録制限) 第 11 条 当会社の株式は共有することができる。ただし、共有者として株主名簿に登録できる者は4名以下に限定される。 (株式譲渡の登録) 第 12 条 株式の譲渡又は質入は、その株式又は質権を取得した者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければ、当会社その他の第三者に対抗することができない。 2. 前項所定の株主名簿への記載又は記録には、市場の相場に従って手数料が課せられるものとする。ただし、当該金額は、<u>当会社の上場証券取引所規則（以下「上場規則」という。）</u>の定める上限金額を超えない。 3. 株主名簿における株主としての記載を要求する者は、上場規則に従って、譲渡人及び譲受人が適法に署名（譲渡人又は譲受人が振替機関である場合には、手書き又は機械印字による署名を含む。）した株式譲渡文書及び、該当する場合には、<u>その他の文書を提出しなければならない</u>。ただし、日本法において別途定められる場合はこの限りではない。 (株主名簿の閲覧及び謄写) 第 13 条 株主及び債権者は、会社法に従い、株主名簿の閲覧又は謄写を請求することができる。 2. 当会社は、個人情報の保護に関する法律に従って許容される範囲において、<u>国若しくは地方の政府機関又はその他の第三者に対して株主名簿の閲覧及び謄写を許可するものとする</u>。 (株式譲渡) 第 14 条 当会社の株式は自由に譲渡可能である。 (株主名簿管理人) 第 15 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。	よるものとする。<u>この場合において、複数の種類を表章する株券は発行されない</u>。 (株式の共有における株主名簿への登録制限) 第 11 条 当会社の株式は、<u>共有することができる</u>。ただし、共有者として株主名簿に登録できる者は、<u>4名以下に限定される</u>。 (株式譲渡の登録) 第 12 条 株式の譲渡または質入は、その株式を取得した者またはその株式の質権者の氏名または名称および住所を株主名簿に記載し、<u>または記録しなければならない</u>、当会社その他の第三者に対抗することができない。 2. 前項所定の株主名簿への記載または記録には、市場の相場に従って手数料が課せられるものとする。ただし、当該金額は、<u>上場規則の定める上限金額を超えない</u>。 3. 株主名簿における株主としての記載を要求する者は、<u>上場規則および証券取引所の所在地の法律に従って、譲渡人および譲受人が適正に署名した株式譲渡文書および該当する場合にはその他の文書を提出しなければならない</u>。ただし、<u>日本国法において別途定められる場合はこの限りではない</u>。 (株主名簿の閲覧および謄写) 第 13 条 株主および債権者は、<u>会社法の定めに従い、株主名簿の閲覧または謄写を請求することができる</u>。 2. 当会社は、個人情報の保護に関する法律に従って許容される範囲において、<u>国または地方の政府機関その他の第三者に対して株主名簿の閲覧および謄写を許可するものとする</u>。 (株式譲渡) 第 14 条 当会社の株式は、<u>自由に譲渡することができる</u>。 (株主名簿管理人) 第 15 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

現行定款	変更案
3. 当会社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成<u>ならびに</u>備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。 (株式取扱規則) 第16条 (記載省略) (基準日) 第17条 毎年3月31日における最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議によってあらかじめ公告のうえ、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者を、議決権を行使することができる株主または登録質権者として<u>することができる。</u> (新設) (新設) (所在不明の株主の株式の売却権への制限) 第18条 所在不明の株主の株式を会社法に従って売却する権限を行使する場合において、当会社は、(1) <u>問題となる株式について12年間に3回以上の配当が支払可能となったにもかかわらず当該期間において一度も配当が受領されず、並びに、(2) 12年の満了時に当会社が当会社の上場証券取引市場に対して通知をし、かつ、当該売却の意思を日本及び当会社の上場証券取引市場地の新聞において公告しない限り、当該権限を行使しない。</u> 第3章 株主総会 (株主総会の招集) 第19条 当会社の定時株主総会は、決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総	3. 当会社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成<u>および</u>備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。 (株式取扱規則) 第16条 (現行どおり) (議決権行使の基準日) 第17条 当会社は、基準日を定めることにより、<u>当該基準日において株主名簿に記載され、または記録されている株主を、株主総会において議決権を行使することができる株主とすることができる。</u> 2. 前項において、基準日を定めたときは、<u>当該基準日の2週間前までに、当該基準日および当該基準日において株主名簿に記載され、または記録されている株主が株主総会において議決権を行使することができる株主である旨を公告するものとする。</u> 3. 第1項において、基準日を定めたときは、<u>当該基準日の10営業日前までに、当該基準日について、証券取引所および当会社のウェブサイトの開示するものとする。</u> 4. 前項において、営業日とは、<u>香港における営業日をいう。</u> (所在不明の株主の株式の売却権への制限) 第18条 所在不明の株主の株式を会社法の定めに従って売却する権限を行使する場合において、当会社は、<u>次の各号に定めるいずれの事由をも満たさない限り、当該権限を行使してはならない。</u> (1) <u>当該株式について12年間に3回以上の配当が支払可能となったにもかかわらず当該期間において一度も配当が受領されていないこと。</u> (2) <u>12年の満了時に当会社が証券取引所に対して通知をし、かつ、当該売却の意思を日本国および証券取引所の所在地の新聞において公告したこと。</u> 第3章 株主総会 (株主総会の招集) 第19条 当会社の定時株主総会は、決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総

現行定款	変更案
会は、必要あるときに随時これを招集する。 2. 当会社は、定時株主総会の開催予定日を、当該日の10週間前までに、当会社のウェブサイト又は当会社の上場証券取引所のウェブサイトに開示するものとする。 (株主総会の招集権者および議長) 第20条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき、執行役社長を兼務する取締役がこれを招集し、議長となる。</u> (新設) <u>2. 会社法第297条（株主総会招集請求権）、第303条（議題提案権）及び第305条（議案通知請求権）における6か月の要件は、請求時点に短縮される。</u> <u>3. 執行役社長を兼務する取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u> (株主への通知) 第21条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 2. 取締役会報告並びに貸借対照表（法に従って添付されなければならない各書類を含む。）<u>及び損益計算書若しくは収支計算書、又は財務諸表の概要は、定時株主総会の開催日の21日前までに、上場規則に従って、株主名簿に登録されている各株主の登録住所に郵送にて発送されるものとする。</u> 3. 株主総会の招集通知は、株主総会の日の21日前までに、株主に対して<u>各株主に対して発送されるものとする。</u>	会は、必要あるときに随時これを招集する。 2. 当会社は、定時株主総会の開催予定日を、当該日の10週間前までに、当会社のウェブサイトおよび証券取引所のウェブサイトに開示するものとする。 (株主総会の招集権者および議長) 第20条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集する。ただし、当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役が株主総会を招集する。</u> <u>2. 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会の定めた取締役または執行役がこれにあたる。ただし、当該取締役または執行役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役または執行役がこれにあたる。</u> <u>3. 会社法第297条（株主総会招集請求権）、第303条（議題提案権）および第305条（議案通知請求権）における6か月の要件は、請求時点に短縮される。</u> (削除) (株主への通知) 第21条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 2. 取締役会報告ならびに貸借対照表（法に従って添付されなければならない各書類を含む。）<u>および損益計算書もしくは収支計算書、または財務諸表の概要は、定時株主総会の開催日の21日前までに、上場規則に従って、株主名簿に登録されている各株主の登録住所に郵送にて発送するものとする。</u> 3. 株主総会の招集通知は、株主総会の日の21日前までに、株主に対して<u>発送するものとする。</u>

現行定款	変更案
4. 当会社は、当会社の証券取引所地に登録住所を有する各株主をして、当該通知所定の条件に従って権利を行使することを十分に可能ならしめるよう通知するものとする。当会社は、株主の登録住所が<u>当会社の上場証券取引所地</u>ではないことを理由に、会社法又はその他適用される法律若しくは規則に従った株主に対する通知義務を免れない。 5. 当会社の通知又は請求が連続5年以上株主に対して到達しなかった場合には、当会社は、当該株主に対して、会社法に従って通知又は請求を送付する義務を以後負わない。ただし、当会社の通知又は請求が不着で返送された場合には、当会社は、会社法に従って通知又は請求を送付する義務を以後負わない。	4. <u>前項において、</u>当会社は、証券取引所の所在地に登録住所を有する各株主をして、所定の条件に従って権利を行使することを十分に可能ならしめるよう通知するものとする。当会社は、株主の登録住所が証券取引所の所在地ではないことを理由に、会社法またはその他適用される法律もしくは規則に従った株主に対する通知義務を免れない。 5. 当会社の通知または請求が連続5年以上株主に対して到達しなかった場合には、当会社は、当該株主に対して、会社法の定めに従って通知または請求を送付する義務を以後負わない。ただし、当会社の通知または請求が不着で返送された場合には、当会社は、会社法の定めに従って通知または請求を送付する義務を以後負わない。
(株主総会の決議の方法) 第22条 (記載省略)	(株主総会の決議の方法) 第22条 (現行どおり)
(議決権の代理行使) 第23条 株主は、代理人を任命してその議決権を行使することができる。複数の株式を有する株主は、株主総会において当該株主を代理して議決権を行使するために、複数の代理人を任命することができる。 代理人は株主であることを要しない。代理人は、株主が個人であるか法人であるかを問わず、当該株主が行使できるものと同一の権限を行使することができる。 2. <u>前項所定の株主が、当会社の上場地の法に定義される認定振替機関又はその名義人である場合には、当該株主は、当該株主が適当と考える1名又は複数の者を株主総会の代理人として授權することができる。ただし、複数の者が授權される場合には、授權文書又は委任状において、それぞれの者が授權される株式の数及び種類が明記されなければならない。</u>授權された者は、株券、公証認証及び/又は、正当に授權されたことの事実のその他の証拠の提出を要さずして、正当に授權されたとみなされ、当該振替機関又は名義人が個人株主であれば行使し得るものと同一の権限を行使することができる。 3. <u>前二項の場合には、株主または代理人</u>	(議決権の代理行使) 第23条 株主は、代理人を任命してその議決権を行使することができる。<u>この場合において、</u>複数の株式を有する株主は、株主総会において当該株主を代理して議決権を行使するために、複数の代理人を任命することができる。 2. 代理人は、株主であることを要さないものとし、株主が個人であるか法人であるかを問わず、当該株主が行使できるものと同一の権限を行使することができる。 3. 株主が証券取引所の所在地における法令に定義される認定振替機関またはその名義人である場合には、当該株主は、当該株主が適当と考える1名または複数の者を代理人として授權することができる。ただし、複数の者に授權する場合には、<u>当該複数の者に授權する株式の数および種類を授權文書または委任状に明記しなければならない。</u>この場合において、授權された者は、株券、公証認証または正当に授權されたことの事実その他の証拠の提出を要さずして、正当に授權されたとみなされ、当該振替機関または名義人が個人株主であれば行使し得る権限と同一の権限を行使することができる。 4. <u>前3項の場合において、株主または代</u>

現行定款	変更案
は代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。 4. 当会社が株主総会の委任状を発行する場合には、当該文書は、取締役会が定める通常<u>又は</u>その他の様式とすることができる。ただし、賛否を選択できる様式の使用を排除することはでき<u>ず</u>、<u>特定の会議</u>において有効であり、<u>又は撤回</u>されるまで有効であると記載され、各議題について賛否の記載欄が設けられるものとする。 委任状は、委任者<u>又は</u>書面にて授権された代理人が署名する書面によるものとし、委任者が法人である場合には、授権された役員<u>又は</u>代理人による署名<u>又は</u>押印によるものとする。 (議事録) 第24条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果<u>ならびに</u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。 (株主総会の決議事項の追加) 第25条 当会社の証券取引所の規則において株主総会の決議が要求される事項は、株主総会にて決議<u>される</u>ものとする。 (種類株主総会の定足数) 第26条 当会社が複数の種類の株式を発行する場合において、当該種類株の権利の変更に關する種類株主総会の定足数は、会社法、上場規則<u>又は</u>当会社が上場する地における買収、合併<u>及び</u>株式買取に關する規則（以下「買収規則」という。）においてより高い数~~が~~要求される場合を除き、会社法に基づき発行済の当該種類株の過半数とする。 (定足数<u>及び</u>議案の可決に要する議決権の要求) 第27条 上場規則<u>又は</u>買収規則が株主総会の決議を要求する当会社の取引、行為<u>又は</u>その他の事項について、当該取引、行為<u>又は</u>事項にかかる決議は、会社法<u>及び</u>上場規則<u>又は</u>買収規則の双方において要求される定足数<u>及び</u>議決比率（中立株主による承認の要求を含む。）を満たさない限り、可決されない。上場規則<u>又は</u>買収規則	理人は、<u>代理権</u>を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。 5. 当会社が株主総会の委任状を発行する場合には、当該文書は、取締役会が定める通常<u>または</u>その他の様式とすることができる。ただし、賛否を選択できる様式の使用を排除することはでき<u>ない</u>ものとし、<u>各別の株主総会</u>において有効であり、<u>委任の意思表示が撤回</u>されるまで有効であると記載され、各議題について賛否の記載欄が設けられるものとする。 6. <u>前項</u>において、委任状は、委任者<u>または</u>書面にて授権された代理人が署名する書面によるものとし、委任者が法人である場合には、授権された役員<u>または</u>代理人による署名<u>または</u>押印によるものとする。 (議事録) 第24条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果<u>その他の</u>法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。 (株主総会の決議事項の追加) 第25条 <u>上場規則</u>において株主総会の決議が要求される事項は、株主総会にて決議<u>する</u>ものとする。 (種類株主総会の定足数) 第26条 当会社が複数の種類の株式を発行する場合において、当該種類株の権利の変更に關する種類株主総会の定足数は、会社法、上場規則<u>または</u>証券取引所の所在地における買収、合併<u>および</u>株式買取に關する規則（以下「買収規則」という。）においてより高い基準が要求される場合を除き、会社法に基づき発行済の当該種類株の過半数とする。 (定足数<u>および</u>議案の可決に要する議決権の要求) 第27条 上場規則<u>または</u>買収規則が株主総会の決議を要求する当会社の取引、行為その他の事項にかかる決議は、会社法<u>および</u>上場規則<u>または</u>買収規則の双方において要求される定足数<u>および</u>議決比率（<u>独立株主</u>による承認の要求を含む。）を満たさない限り、可決されない。上場規則<u>または</u>買収規則において特定の事項に

現行定款	変更案
規則において特定の事項について議決権の行使を禁止され、又は、賛成又は反対のいずれかのみに議決権の行使が制限される場合には、当該事項は、会社法所定の定足数及び議決比率並びに上場規則又は買収規則所定の中立株主による承認の双方を満たさなければならない。上場規則又は買収規則所定の中立株主による承認の具備について、考慮されるべき議決権の数は、上場規則又は買収規則所定の<u>関連する</u>基準によるものとする。 2. 上場規則又は買収規則が株主総会の決議を要求する当会社の取引は、株主総会後において、取締役会又は関連する委員会が上場規則又は買収規則が要求する株主承認基準を満たしたと決議する場合のみ実行されるものとする。<u>本条の内容は、法的拘束力を有する契約の締結前において、取締役又は執行役によって取引の相手方に通知され、当該取引の停止条件とされるものとする。</u> 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第28条 (記載省略) (取締役の選任方法) 第29条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 4. 取締役は、会社法に従って株主総会の通常決議によりいつでも解任できる。 5. <u>当会社は、株主総会において承認された書面による委任契約を各取締役と締結するものとする。当該委任契約の内容は、取締役が前項に基づいて解任された場合の補償を含むものとする。</u> 6. <u>会社法及び当会社が上場する地の会社法規</u>（当会社が当該地の公開会社であれば適用されたであろう内容。）の双方において許容される場合を除いて、当会社は、以下の行為を、直接的に、又は間接的に、行わない。 (1) 当会社若しくは当会社の親会社の取締役又は上場規則に定義される	について議決権の行使を禁止され、または賛成もしくは反対のいずれかのみに議決権の行使が制限される場合には、当該事項は、会社法所定の定足数および議決比率ならびに上場規則または買収規則所定の独立株主による承認の双方を満たさなければならない。<u>この場合において、上場規則または買収規則所定の独立株主による承認の具備について、考慮されるべき議決権の数は、上場規則または買収規則所定の基準によるものとする。</u> 2. 上場規則または買収規則が株主総会の決議を要求する当会社の取引は、株主総会後において、取締役会または関連する委員会が上場規則または買収規則が要求する株主承認基準を満たしたと決議する場合のみ実行できるものとする。<u>この場合において、法的拘束力を有する契約の締結前において、取締役または執行役が取引の相手方に通知し、当該取引の停止条件とするものとする。</u> 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第28条 (現行どおり) (取締役の選任方法) 第29条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 4. 取締役は、会社法に従って株主総会の普通決議によりいつでも解任できる。 (削除) 5. <u>会社法および証券取引所の所在地における法令</u>（当会社が当該地の公開会社であれば適用されたであろう規定）の双方において許容される場合を除いて、当会社は、以下の行為を、直接的に、または間接的に行わない。 (1) 当会社もしくは当会社の親会社の取締役または上場規則に定義され

現行定款	変更案
<u>これらの関連者に対する貸付。</u> (2) <u>上記の取締役への第三者による貸付に対する保証又は担保の提供。</u> (3) 1人又は複数の取締役が共同で、又は直接的に、若しくは間接的に、他の会社を支配する場合における、当該会社への貸付又は当該会社のための保証<u>又は担保の提供。</u> <u>7. 会社法及び当会社が上場する地の会社法規</u>（当会社が当該地の公開会社であれば適用されたであろう<u>内容。</u>）の双方を遵守することを条件として、当会社は、第三者による当会社の株式の購入に関して金融的支援を付与することができる。 （取締役の任期） 第30条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する<u>とき</u>までとする。 （取締役会の権限） 第31条 取締役会は、取締役により構成し、法令または定款に定める事項のほか、業務の執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役および執行役の職務の<u>遂行</u>を監督する。 （取締役会の招集権者および議長） 第32条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集し、議長となる。 2. 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役が招集し、議長となる。 3. 前各項の定めにかかわらず、指名委員会、監査委員会、報酬委員会を組織する取締役であって、各委員会が<u>指名する取締役</u>は、取締役会を招集することができる。 4. 執行役は、法令で定める場合には、前各項の定めに関わらず、取締役会を招集することができる。 （取締役会の招集通知）	る<u>当該取締役の</u>関連者に対する貸付 (2) <u>第三者による前号の取締役への貸付に対する保証または担保の提供</u> (3) 1人<u>または</u>複数の取締役が共同で、<u>または直接的に、もしくは間接的に、</u>他の会社を支配する場合における、当該会社への貸付<u>または</u>当該会社のための保証<u>もしくは担保の提供</u> <u>6. 会社法および証券取引所の所在地における法令</u>（当会社が当該地の公開会社であれば適用されたであろう<u>規定</u>）の双方を遵守することを条件として、当会社は、第三者による当会社の株式の購入に関して金融的支援を付与することができる。 （取締役の任期） 第30条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する<u>時</u>までとする。 （取締役会の権限） 第31条 取締役会は、取締役により構成し、法令または本定款に定める事項のほか、業務の執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役および執行役の職務の<u>執行</u>を監督する。 （取締役会の招集権者および議長） 第32条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集し、議長となる。 2. 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役が招集し、議長となる。 3. 前各項の定めにかかわらず、指名委員会、監査委員会、報酬委員会を組織する取締役であって、各委員会が<u>選定する委員</u>は、取締役会を招集することができる。 4. 執行役は、法令で定める場合には、前各項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。 （取締役会の招集通知）

現行定款	変更案
第 33 条 (記載省略) 2. (記載省略) (取締役会議長) 第 34 条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役会議長 1 名を選定する。 (取締役会の決議方法) 第 35 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。 2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。 3. 取締役は、会社法及び上場規則が別途許容する場合を除き、当該取締役又はその関連者(上場規則に定義される。)が特別の利害関係を有する契約、取引又はその他の提案を承認する議決に加わることができず、定足数にも算入されない。 (取締役会の議事録) 第 36 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印し、または電子署名する。 (取締役会規則) 第 37 条 (記載省略) (取締役の報酬等) 第 38 条 (記載省略) (取締役の責任免除) 第 39 条 (記載省略) 第 5 章 指名委員会、監査委員会および報酬委員会 (各委員会の組織) 第 40 条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会(以下「各委員会」という。)は、取締役 3 名以上の委員で組織する。 2. 各委員会の委員の選定および解職は、取締役会の決議により行う。各委員会の構成は、会社法及び上場規則の双方の要求に従うものとする。	第 33 条 (現行どおり) 2. (現行どおり) (削除) (取締役会の決議方法) 第 34 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。 2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。 3. 取締役は、会社法および上場規則が別途許容する場合を除き、当該取締役または上場規則に定義される当該取締役の関連者が特別の利害関係を有する契約、取引またはその他の提案を承認する議決に加わることができず、定足数にも算入されない。 (取締役会の議事録) 第 35 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果その他の法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名する。 (取締役会規則) 第 36 条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第 37 条 (現行どおり) (取締役の責任免除) 第 38 条 (現行どおり) 第 5 章 指名委員会、監査委員会および報酬委員会 (各委員会の組織) 第 39 条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会(以下「各委員会」という。)は、取締役 3 名以上の委員で組織する。 2. 各委員会の委員の選定および解職は、取締役会の決議により行う。各委員会の構成は、会社法および上場規則の双方の要求に従うものとする。

現行定款	変更案
(各委員会の議事録) 第 <u>41</u> 条 各委員会における議事は、<u>その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した委員がこれに記名押印または電子署名するものとする。</u> (委員会規程) 第 <u>42</u> 条 各委員会に関する事項は、法令、定款または<u>取締役会</u>が定めるもののほか、<u>各委員会</u>において定める指名委員会規程、監査委員会規程および報酬委員会規程による。 第 6 章 執行役 (執行役の員数および選任) 第 <u>43</u> 条 (記載省略) (執行役の任期) 第 <u>44</u> 条 (記載省略) (代表執行役および執行役の選定ならびに権限・分掌) 第 <u>45</u> 条 当会社の代表執行役は、取締役会の決議によって選定する。 2. 当会社は、取締役会の決議により、執行役社長 1 名、<u>執行役副社長、専務執行役、常務執行役</u>各若干名を置くことができる。 3. 取締役会は、執行役の職務の分掌および指揮命令関係<u>その他執行役相互</u>の関係に関する事項を定めることができる。 (執行役の報酬等) 第 <u>46</u> 条 (記載省略) 2. (記載省略) (執行役の責任免除) 第 <u>47</u> 条 (記載省略) (執行役に関する事項) 第 <u>48</u> 条 当会社は、執行役会を置くことができる。 2. 執行役会を設置する場合、執行役に関する事項は、法令または定款のほか、執行役会において定める執行役会規則による。	(各委員会の議事録) 第 <u>40</u> 条 各委員会における議事<u>の経過の要領およびその結果その他の法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した委員がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名するものとする。</u> (委員会規則) 第 <u>41</u> 条 各委員会に関する事項は、法令、本定款または<u>各委員会</u>が定めるもののほか、<u>取締役会</u>において定める指名委員会規則、監査委員会規則および報酬委員会規則による。 第 6 章 執行役 (執行役の員数および選任) 第 <u>42</u> 条 (現行どおり) (執行役の任期) 第 <u>43</u> 条 (現行どおり) (代表執行役および<u>役付</u>執行役の選定ならびに権限・分掌) 第 <u>44</u> 条 当会社の代表執行役は、取締役会の決議によって選定する。 2. 当会社は、取締役会の決議により、執行役社長 1 名<u>ならびに</u>執行役副社長、専務執行役<u>および</u>常務執行役各若干名を置くことができる。 3. 取締役会は、執行役の職務の分掌および指揮命令<u>の関係</u>その他の執行役相互の関係に関する事項を定めることができる。 (執行役の報酬等) 第 <u>45</u> 条 (現行どおり) 2. (現行どおり) (執行役の責任免除) 第 <u>46</u> 条 (現行どおり) (執行役に関する事項) 第 <u>47</u> 条 当会社は、執行役会を置くことができる。 2. 執行役会を設置する場合、執行役に関する事項は、法令または本定款のほか、執行役会において定める執行役会規則による。

現行定款	変更案
第7章 会計監査人 (選任方法) 第49条 (記載省略) (任期) 第50条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、会計監査人は、当該定時株主総会において再任されたものとする。 (会計監査人の責任免除) 第51条 (記載省略) (会計監査人の報酬等) 第52条 (記載省略) 第8章 計算 (事業年度) 第53条 (記載省略) (剰余金の配当等の決定機関) 第54条 (記載省略) 2. (記載省略) (剰余金の配当の基準日) 第55条 (記載省略) 2. (記載省略) 3. 第1項において、基準日を定めたときは、当該基準日の10営業日前まで、かつ、前条に定める剰余金の配当に係る議案を上程する取締役会の開催日の7営業日前までに、当該基準日および当該取締役会の開催日について、証券取引所のウェブサイトの開示するものとする。 4. (記載省略) (配当金の除斥期間) 第56条 (記載省略) 2. (記載省略)	第7章 会計監査人 (選任方法) 第48条 (現行どおり) (任期) 第49条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされな<u>かった</u>ときは、会計監査人は、当該定時株主総会において再任されたものと<u>みなす</u>。 (会計監査人の責任免除) 第50条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第51条 (現行どおり) 第8章 計算 (事業年度) 第52条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第53条 (現行どおり) 2. (現行どおり) (剰余金の配当の基準日) 第54条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 第1項において、基準日を定めたときは、当該基準日の10営業日前まで、かつ、前条に定める剰余金の配当に係る議案を上程する取締役会の開催日の中7営業日前までに、当該基準日および当該取締役会の開催日について、証券取引所<u>および当会社</u>のウェブサイトの開示するものとする。 4. (現行どおり) (配当金の除斥期間) 第55条 (現行どおり) 2. (現行どおり)

以 上

附属書類 III 臨時株主総会会場ご案内図

会場 東京都荒川区西日暮里二丁目27番5号
株式会社ダイナム本部ビル

電話 03-5850-3660

交通 JR 山手線・京浜東北線・常磐線「日暮里駅」

